

平成29年12月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成29年12月5日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	認 第14号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大竹市一般会計補正予算（第3号））	即 決
第 5	諮問第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第 6	議案第59号	監査委員の選任の同意について	（一 括）
第 7	議案第60号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決
第 8	議案第61号	和解について	総務文教付託
第 9	議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	（一 括）
第10	議案第67号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	総務文教付託
第11	議案第64号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について	（一 括）
第12	議案第65号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第13	議案第62号	大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について	生活環境付託
第14	議案第70号	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について	（一 括）
第15	議案第66号	大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について	生活環境付託
第16	議案第68号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第17	議案第71号	大竹市営住宅等の指定管理者の指定について	（一 括）
第18	議案第69号	大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について	生活環境付託
第19	議案第72号	平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	総務文教付託
第20	議案第73号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	総務文教付託

第21	議案第74号	平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)	生活環境付託 (一括) 総務文教付託
第22	議案第75号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第2号)	
第23	議案第76号	平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
第24	議案第77号	平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	
第25	意見書案第2号	道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について	即 決
第25	決議案第2号	大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置に関する議決について	即 決

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

### ○出席議員(15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井涉	8番	網谷芳孝
9番	藤井馨	10番	山崎年一
11番	日域究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

### ○欠席議員(なし)

### ○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	大石泰
総	務部長	政岡修
市	民生活部長	香川晶則
健康福祉部長兼福祉事務所長		米中和成
建設部長		坪浦伸泰
上下水道局長		吉岡和範
消防長		橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠
総務課危機管理監		吉村隆宏

企 画 財 政 課 長  
産業振興課長併任農業委員会事務局長  
自 治 振 興 課 長  
市 民 税 務 課 長  
環 境 整 備 課 長  
地 域 介 護 課 長  
福 祉 課 長  
保 健 医 療 課 長  
土 木 課 長  
都 市 計 画 課 長  
上 下 水 道 局 業 務 課 長  
総 務 学 事 課 長

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 原 尚 美  
高 津 浩 二  
吉 原 克 彦  
池 田 宗 吾  
田 中 英 徳  
佐 伯 和 規  
金 子 しのぶ  
野 島 等  
山 本 茂 広  
中 司 和 彦  
北 林 繁 喜  
真 鍋 和 聰

中 曾 一 夫  
加 藤 豪

## 会期決定について

平成29年12月大竹市議会定例会（第4回）の会期を、次のとおり定める。

平成29年12月5日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成29年12月5日

15日間

至 平成29年12月19日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
12. 5	火	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（付託）</li> <li>・意見書案（即決）</li> <li>・決議案（即決）</li> <li>・散会</li> </ul>
6	水	(予備日)		
7	木	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
8	金		基地周辺対策特別委員会	総務文教委員会終了後
9	土		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木			
15	金			
16	土			
17	日			
18	月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算特別委員長報告(表決)</li> <li>・一般議案委員長報告(表決)</li> <li>・閉会</li> </ul>
19	火	本会議		

平成29年12月大竹市議会定例会(第4回)

一般質問通告表

1

10番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

**岩国基地の諸問題について問う**

岩国基地周辺でのF35戦闘機の飛行状況、訓練など伺います。

空母艦載機移転「27日頃から」との移転日程と今後の移転など伺います。

空母RRと厚木基地の輸送任務後のオスプレイの配置について伺います。

オスプレイの事故率について伺います。

北広島町上空で投下された「模擬弾」について伺います。

**「児童扶養手当」の毎月支給による貧困家庭支援を問う**

現在、年3回に分けて支給されている児童扶養手当ですが、自治体では厚労省の取組を先取りして毎月支給を実施している自治体もあります。本市でもこのような取り組みができないか伺います。

**就学援助の入学前支給について問う**

9月議会では、就学援助費の就学前支給に前向きなご答弁を頂きました。実施される場合は、タイトな日程となっています。取り組みを伺います。

2

11番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

**シルバーが指定管理者の元町コミサロの運営に、国庫補助金400万？**

玖波と栄町のコミサロの指定管理者には委託料が払われていますが、なぜかシルバーが指定管理者である元町には補助金が交付されています。その事業報告書を見ると、国庫補助金400万円も記載されているのです。他のコミサロの決算書と比べて余りに異質です。国が大竹市のコミサロの管理に補助金を出すのでしょうか。市が委託料を補助金と偽ることに端を発した一連の行為の、矛盾の象徴がこの決算書です。校庭芝生維持管理補助金や公園等環境保全推進事業補助金など、シルバーへの目的すら不明な補助金の実態を伺います。

**教育委員会に、お尋ねします。**

1. 栗谷小学校は来年度1人の6年生と2人の1年生になる予定。これでは学習指導要領の定める教育が困難だと理由で休校方針を示しました。地元の理解が得られてないからか方針は撤回されましたが、教育委員会として1人になる6年生の問題はどうするのですか。

2. 新築され4月から使い始めた小学校に立派なパソコン教室があります。財産区からの繰入金でタブレットPCも1クラス分用意されました。しかし、パソコン教室は使われていないとのこと。教育委員会はICT教育をどのように捉えているのか伺います。

3

5番 西村 一 啓 議員

質問方式：一問一答

**中山間地域の安全対策と今後の取り組みについて問う**

1. 中山間地域の山林開発に関わる水質、建設土砂搬入、崩落等への取り組みについて
2. 合併浄化槽等生活環境への今後の取組について

4

16番 山本孝三 議員

質問方式：一括

**国保事業の広域化について**

新年度より国保事業の運営が市町村から県単位に広域化されます。

改めて、項目的に質問します。

- ・県が示す市町村標準保険料率は示されましたか
- ・県に納める納付金についてはどうなりますか
- ・市町村の役割はどう変わりますか
- ・保険料は高くなると言われますが、どの程度の値上でしょうか

**土地開発公社の所有地有効活用について**

公社所有の土地に関し、「公社が農地を所有することは『法令上好ましくない』ので農地以外の地目に変更し有効活用を考える」と言われて来ました。

どう具体的対応されるのでしょうか。

5

2番 末広和基 議員

質問方式：一問一答

**複式簿記による28年度決算に対する財務書類の作成状況と、それらと固定資産台帳、及び公共施設整備計画との関連について伺います。**

総務省の資料に、「地方公会計の活用」とは・地方公共団体が財政運営を行う上で必要な検討をする際に、地方公会計の情報と結びつけて考えていくこと。とありますが、基本となる複式簿記化を取り組んでおられる現状においてこそ、その目的や固定資産台帳などとの関連付けの意味を踏まえて将来への目的意識をもって進められていると思います。

“作成し見せる”だけの財務資料から“活用して活かす”時代への方向性やその必要性についてお答えいただけませんか。

**教育現場での業務改善に統合校務支援システム導入の現状とそのあるべき姿、又セキュリティ対策の在り方について今後の対応を伺います。**

充実した教育環境の提供のために、現場の先生方の児童生徒と向き合う時間の確保を目的とした、業務改善の一つの手段である校務支援システムの導入状況とそれに対する今後の方針をお願い致します。また、その活用の前提条件となるシステムセキュリティ環境の提供に対する考え方について伺います。

6

3番 賀屋幸治 議員

質問方式：一問一答

**市営木造平屋住宅跡地の土地活用促進について**

大竹市の公営住宅の内、木造平屋は昭和26年から昭和42年までに建築された住宅が現在231戸残っている。住宅マスタープランでは木造住宅は老朽化のため廃止の方

針で入居者の退去により毎年建物の撤去が行われているが、撤去が進む団地の中でも転居条件が整わず退去できない方もおられ跡地の土地活用が進まない状況ではないかと思料する。入居者の転居に伴う経済的な負担軽減により土地活用の促進を図るべきだと思うが、見解を伺う。

#### 市内防犯カメラ設置拡充の推進について

現在、市が設置した防犯カメラは7基であり、今年度2基増設予定で今後は9基が作動することになりますが高齢化や一人世帯、加えて空き家が増える中、地域の安全安心対策として防犯カメラによる犯罪抑止力は大きな効果があるものと期待されます。市内全域での必要設置個所は何箇所になるのかなど今後の設置計画を策定して更なる安心なまちづくりを目指してカメラの設置拡充の推進に取り組む必要があると思うが、見解を伺う。

7

9番 藤井 薫 議員

質問方式：一問一答

#### 障害者福祉施策の考えについて伺います

1. 大竹市に居住されている障害者に対してどのような対応（誰が、どこでどんなサービス）をされているのか具体的に教えていただきたい。

1. 第43回知的障害者福祉大会と第16回はつらつ大会が行われました。

大会当日「行政の人との話し合い」とのプログラムがございました。

障害者の方が質問し、担当課の職員が答えるものでした。全部で10問ございました。

改めて、本会議場で同じ内容を質問致します。

1. 第16回はつらつ大会の「決議文」が読み上げられ、会場の拍手により承認されました。決議文の中から何点か質問し、考えを伺いたいと思います。また、本大会を大竹で開きましたが、全体的にみて、どのように感じられたか伺いたい。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、諸般の報告について、意見書案第2号、決議案第2号を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

定例会の招集に当たり、市長から挨拶があります。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるにあたりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、専決処分の承認を求めることについてを初め、人権擁護委員候補者の推薦について、委員の選任の同意について、和解について、条例の制定または一部改正について、市道路線の廃止及び認定について、指定管理者の指定について、平成29年度大竹市一般会計などの補正予算など合わせて21案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、山崎年一議員、11番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。



よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

時間の予告は従来例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

なお、このたびの山本議員の一般質問につきましては、議席において着座での質問を許可します。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 皆さん、おはようございます。10番、山崎でございます。

私の今議会の一般質問は、岩国基地の諸問題、児童扶養手当の毎月支給による貧困家庭の支援を問う、就学援助の入学前支給について問う、以上の3点でございます。

初めに、米軍岩国基地における諸問題について問います。

本年1月に、米海兵隊岩国基地へF35最新鋭ステルス戦闘機10機が、11月9日に3機、15日に3機が配備され、合計16機の配備が完了いたしました。従来の戦闘機よりも出力が大きいステルス戦闘機は、周辺住民への騒音被害が大きいと言われております。岩国基地周辺においても、このステルス戦闘機の騒音被害が懸念されている現状であります。

11月11日の沖縄タイムスが、沖縄県の嘉手納基地周辺でステルス戦闘機F35が、11月7日の訓練開始の前後から100デシベル以上の騒音を増大させていると報じております。ステルス戦闘機の訓練は、沖縄周辺で嘉手納基地や普天間飛行場、伊江島飛行場を拠点に訓練を実施しており、嘉手納、沖縄北谷町の13観測地点の全てで騒音の発生回数がふえている。100デシベル以上の騒音が3市町で45回観測され、住民からの苦情回数も大幅に増加していると報じております。

嘉手納町議会は10日に臨時町議会を開き、F35戦闘機が暫定配備されていることに断固反対、訓練中止と即時撤退を求める決議と意見書を全会一致で可決。日常生活を破壊されている町民の怒りは爆発寸前に達していると報道をしております。

現在、岩国基地周辺でのF35ステルス戦闘機の飛行状況、訓練などの状況、また、それに伴う騒音調査などはどのように実施されているのか。騒音の実態などについてお尋ねをいたします。

次に、在日米軍は11月28日、厚木基地に所属する空母艦載機のうち、主力のジェット機3部隊、計約30機を岩国基地に移駐したと発表いたしました。米軍艦載機の移駐が場当たりのでどたばたとして、日一日と変わっていく、その場その場を取りつくようにしか見えない統率のとれていない移駐でありました。このようなことで、いざというときに機能するのだろうか。非常に疑問を感じたところでございます。今回の移駐は、日々航空機の移駐情報が変わるなど地元自治体への配慮もなく、米軍が基地周辺自治体と真剣に向き合っているのか疑問が募るばかりであります。

結局、こういったことがイージス艦の衝突事故や航空機の相次ぐ事故につながる。軍規律のゆがみがあるのではないかと軍事評論家は指摘をしております。艦載機の移駐でとりわけ懸念されるのは、騒音被害と事故であります。今まで配置されていた航空機よりもエンジン出力の大きい機体が30機ふえ、それらの航空機が離着陸と飛行を繰り返します。騒音被害の影響は岩国基地周辺のみならず、広島県西部、北部はもとより、島根県西部でも低空飛行の目撃情報や騒音被害が報道されています。騒音被害に加え、米軍機の事故も各地で続発をしています。地域に新たな負担を求める中で、住民の安全・安心をどう担保するのか。移駐を認めた地元自治体の市政もさらに試される時だと思っております。艦載機の運用実態を丁寧に把握し、住民の不安解消に努める責務が大きな課題となっております。今回の移駐に関する一連の動向と今後の艦載機の移駐がどのように予定されているのか、お尋ねをいたします。

次に、11月22日に岩国基地から太平洋上の空母ロナルド・レーガンに、兵員や物資を運ぶ定期的な輸送任務についていたC2輸送機が、沖ノ鳥島沖で墜落をいたしました。ロナルド・レーガンを中心とする空母打撃群は、26日までの予定で海洋自衛隊が日本周辺で模擬戦などを行う演習に参加していたということです。C2輸送機の事故は、岩国だけでなく厚木基地にも影響しています。厚木基地には25日、米海兵隊MV22オスプレイが3機飛来し、今後、オスプレイ4機から6機で12月3日までロナルド・レーガンと厚木基地を往復し、物資や兵員を輸送すると関係自治体に通知をしております。

問題なのは、この輸送任務の後、オスプレイが岩国基地に飛来したのではないかとということでもあります。御存じのようにオスプレイは、沖縄県やオーストラリア沖、9月にはシリアで墜落の大事故を起こしています。また、大事故に至らないまでも、民間空港への緊急着陸など、相次いでトラブルを引き起こしています。MV22オスプレイの危険性については、本年9月議会一般質問でも取り上げさせていただいたところです。8月5日のオスプレイ墜落事故の原因究明がなされていない中で岩国駐留は、地域住民にとってとても不安なことであります。このような危険な航空機が岩国基地に駐留することは事故の危険が増大し、地域住民の安心・安全が脅かされます。厚木での輸送任務後、オスプレイは岩国基地に移駐しているのか、今後移駐してくるのか、お尋ねをいたします。

次に、オスプレイの事故率についてお尋ねいたします。

防衛省は、MV22オスプレイの事故率が、普天間飛行場配備前に公表されていた10万時間当たり1.93がその後、相次ぐ墜落事故などを受けて大幅に上昇した、過去最悪になったと発表しています。従来は海兵隊機全体の数値より低いか同程度だと説明してきました。

米軍全体の航空機の事故率が2.72で、オスプレイの安全性の根拠が崩れた格好だと報じています。9月29日にも墜落事故が起き、米国会計年度の17年度末は、さらに上昇が予想されております。オスプレイの事故率についてお尋ねをいたします。

次に、10月10日、米軍岩国基地所属のF A18戦闘攻撃機が、広島県北部上空で火炎弾フレアの発射訓練をした問題で、北部地域の住民から当然に中止の声が上がりました。また、このような火炎弾などの発射は、地域住民に不安を与えることも明らかであります。このような訓練は海上で行うべきものということは、誰が考えても当然のことです。米軍の日本国民を愚弄したこのような訓練は、絶対に許せない行為であると思います。このフレア弾投下について、入山市長はどのようにお考えかをお尋ねいたします。

次に、児童扶養手当を貧困対策の推進に役立てるよう改善する方法について問います。

社会問題化している子供の貧困対策については、生活就労支援や経済的支援など多方面からの支援が必要であると認識をしています。子供の貧困対策を進める上で欠かすことのできないのがひとり親家庭の支援であります。中でも、児童扶養手当はひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する経済的支援の主要なものとなっております。昨年5月2日、ひとり親家庭への児童扶養手当を拡充する改正案が参議院本会議で可決・成立したことは皆様も御存じのとおりであります。2人目以降の児童扶養手当の加算額が最大で倍増し、近年縮小傾向だったひとり親世帯への現金給付が拡大したことは歓迎されるものです。しかしながら、とりわけ経済状況の厳しい母子家庭へは、なおさまざまな支援策の拡充が求められています。ひとり親家庭など低所得者が受ける児童扶養手当の改正をめぐる昨年の国会審議では、4カ月分まとめて年3回支給する方法も議論となり、まとめ支給では毎月の収入にばらつきが出るために、家計管理が難しいとの指摘がありました。そのような状況から附帯決議がなされ、決議では児童扶養手当の支払い方法については、地方公共団体における手当の支給実務負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進することの文言が盛り込まれ、問題提起等課題を示されました。これらのことから厚生労働省は、8月13日に支給方法を見直す方針を固めたと新聞各紙が報じました。東京新聞は、「低所得者のひとり親家庭向けの児童扶養手当について、厚生労働省は13日、支給方法を見直す方針を決めた。現在、4カ月ごとにまとめて支給しているが、2カ月ごとにすることを検討している。小まめに受け取れることで家計管理を手助けするのが狙い。自治体のシステムを改修し、2019年にも開始したい考えだ。児童扶養手当を受給しているのは全国で104万世帯、15年度」と報じています。本市の受給世帯は、28年3月31日現在で223人、額にして1億127万円余りと伺っています。その後、受給者に変化があれば伺いをいたします。

自治体には、厚生労働省の取り組みを先取りして、希望する世帯に対して毎月支給するモデル事業を実施している自治体もあります。未来を担う子供を安心して生み育てれるまち、支援を必要としている人に必要な支援が行き届く、誰もが暮らしやすいまちを目指し、大竹市としてもこのような取り組みを行う考えはないのかを問います。

次に、新入学児童生徒入学準備金の入学前支給について伺います。

子供の貧困対策法の施行から4年、貧困の中にいる子供たちへの支援が積極的に叫ばれるようになってきましたが、まだまだ取り組みはおくれております。経済的に苦しい家庭を対象にした就学援助制度のうち、小・中学校入学時にランドセルや制服などを購入するための入学前準備金、新入学用品費の入学前支給については、9月議会でも本市の考え、方向性について取り上げて質問をさせていただいたところでございます。本年3月31日に、文科省の平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についての通知があったことも確認をさせていただきました。これは新入学児童の援助を必要とする時期に、速やかな支給が行われるようにすることを狙いとするものであります。教育長の御答弁では、3月までに支給する自治体が全国的に増加している。広島県内では現在、入学前の支給を実施している市はありませんが、今後は5市が実施予定、3市が未実施、大竹市を含む6市が検討中というところであります。また、実施に当たっては、支給後に転出した世帯の対応、周知方法など考慮しなければならないことが多くありますが、適切な時期に必要な援助ができるよう、他市の動向を見ながら実施に向けて検討してまいりたいと前向きな御答弁をいただいたところであります。

ところで、新聞報道によりますと、尾道市教育委員会が来年度から新1年生への支給時期を入学後から入学前に変える。保護者から入学前の支給を求める声があり、小学校は3月上旬、中学校は2月末に早めるとしてあります。三次市教育委員会は、2018年度に小・中学1年生になる子供がいる保護者を対象に、学用品費などを前倒しし支給すると11月22日の新聞報道がございました。本市においてはその後、どのような検討がなされたのか、お尋ねをいたします。また、生活保護家庭を含む就学援助対象児童数と新年度からの就学援助費について、増額された金額をお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政は法令に基づいて仕事をいたします。法令に違反できないわけですが、その中で市民の皆様方の幸せのために、どうやれば困った事象を解決できるのか、悩み、工夫を職員どもはいつもしております。御質問、職員に向かっての激励というふうを受けとめさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えします。なお、就学援助の新入学前支給については、後ほど教育長が答弁をいたします。

最初に、岩国基地の諸問題についてでございます。

まず、1点目の岩国基地に配備されている戦闘機F35Bについて、沖縄県の米軍基地で行われる訓練時の騒音が大きく、岩国基地に配備されている同機についても同様の騒音被害が懸念されるが、その飛行状況や訓練状況はどのようになっているのかとの御質問でございます。

国に確認したところ、航空機の飛行状況や訓練状況は米軍の運用にかかわる事項であるため、承知されていないとのことでございます。

2点目の11月に移駐された空母艦載機の今後の移転日程等についてでございます。

今年度から横須賀を母港とするアメリカ海軍空母ロナルド・レーガンの艦載機が厚木基地から岩国基地へ移駐する計画は、既に公表されたスケジュールに基づき、8月には早期警戒機5機が移駐を開始し、11月にはF A18スーパーホーネット20機が移駐しているところでございます。また、来年1月に移駐される予定であったE A18Gグラウラーも、11月に前倒して6機が岩国基地に移駐しております。

今後の日程でございますが、残りの部隊は来年5月ごろまでに移駐する計画で、これをもって全ての機体が配備完了となる予定でございます。

3点目は、先般発生した空母艦載機であるC2輸送機の墜落事故に伴い、その輸送任務の代替としてオスプレイが使用されていることで、運行上岩国基地も着陸しているが、そのまま空母艦載機として岩国基地に配備される懸念があるとの御質問でございます。

国に確認したところ、輸送任務後に岩国基地に飛来する可能性がある旨、米国側から説明を受けているが、そのまま配備されるとの説明は受けていないとのことございました。

4点目のオスプレイの事故率の上昇についてですが、防衛相の発表によりますと、米海兵隊に所属するオスプレイの事故率が、今年9月末時点で10万飛行時間当たり3.27回であったとされています。しかし、事故率は機体の原因以外の操作ミス等での事故も含まれるため、一概に事故率のみを見て機体の安全性を評価することは適当ではないとの見解が国から示されているところでございます。また、この1年間にオスプレイの事故が続いたことで、国内に不安の声があることは十分承知しており、引き続き米軍に対して安全面に最大限配慮するよう求めていくとの御回答をいただいております。

5点目の北広島町の上空で低空飛行、訓練中の米軍機が模擬のフレアを発射したことについてでございます。

米軍からは、通常訓練の範囲であり、危険を及ぼすものではないとの回答がされており、防衛省の見解も、訓練そのものは日米地位協定違反ではないとのこと。しかし、防衛大臣からは、このような住民に不安を与えるような訓練は自粛するよう米側に求められており、広島県知事も同様の申し入れをされております。私も防衛大臣や広島県知事と同じ思いでございます。

次に、児童扶養手当の毎月支給による貧困家庭支援についてでございます。

児童扶養手当の支給月は児童扶養手当法第7条第3項により、毎年4月、8月、12月の3回と規定されており、自治体の裁量で支給回数をふやせない仕組みとなっております。一方で、全国的には受給者から毎月の支給を望む声が以前から多く、平成28年5月に成立した改正児童扶養手当法の附帯決議では、児童扶養手当の支払い方法については支給回数を2カ月に1回とすること等を含め、所要の措置を検討する趣旨の文言が盛り込まれました。

こうした中、議員から御紹介のありました兵庫県の明石市では、全国初の取り組みとして、今年度から実質的な毎月支給をモデル的に実施されております。希望者10人に対し、市が1カ月分相当額の手当を毎月無利子の貸付金として前払いで手渡しし、本来の支給月の手当は返還してもらうといった仕組みのようでございます。収入の波をなくすことによりひとり親家庭の家計の安定を図ろうとするこの取り組みは、現在の法律にのっとった児

童扶養手当の支給の方法ではありませんが、受給者の目線で考えられた生活困窮世帯を支援する方法であると考えます。

本市におきましては、今のところ独自事業として明石市のような取り組みをする予定はありませんが、現在、国において児童扶養手当の受給回数拡大に向けて、自治体職員の事務負担増やシステム改修費用等の問題について研究が行われているところですので、全国的な状況も含め、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは、山崎議員の就学援助の入学前支給についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、新入学児童生徒学用品費についてですが、文部科学省の通知において、その国庫補助限度単価が増額されたことに伴い、本年度から小学校については2万470円から4万600円、中学校については2万3,550円から4万7,400円へと倍増したところでございます。これまで、この費用は他の援助費目と合わせて入学後の7月に支給しておりましたが、保護者の負担軽減を考慮し、平成30年度の小・中学校入学予定者から入学前に支給できるよう準備を進めているところでございます。

現在、要綱や要領を改正する協議を行っておりますが、12月中にはお知らせや申請書を配布し、1月初旬から2月初旬にかけて申請を受け付ける予定としております。その後、認定作業を行い、3月中旬には新入学児童生徒学用品費を支給する予定でございます。また、制度の周知につきましては、お知らせを配布するだけでなく、広報紙やホームページ、フェイスブックへの掲載など積極的に努めてまいります。

続きまして、就学援助費の支給対象となる児童生徒数についてです。

平成29年12月1日現在では、小学生195名、中学生106名の計301名で、就学援助率は約17%となっております。昨年度の同時期の約18%と比較すると、ほぼ横ばいの状況でございます。今後も就学援助制度の周知等に努め、経済的な理由によって教育を受ける権利が阻害されないよう努力してまいります。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 順序が前後しますが、就学援助について、まことにありがとうございます。大変前向きな答弁をいただき、100%の回答をいただいたというふうに判断しております。また、引き続きまして就学援助の支給方法、あるいは手続等についても前向きに検討いただくという答弁をいただいておりますので、引き続きよろしくお願いをして、この項につきましても質問を終わります。

続きまして、基地問題であります。米軍機の配備について、あるいは運用については、米軍のいろいろな事情があって公表できないというお話だったように思います。北朝鮮や中国との尖閣諸島などの問題で、非常に軍事的に厳しい状況があるということは私も存じ上げておるわけでございますが、実はF35について少しお伺いしたいんですが、米国の非

政府組織生物多様性センターが、米国の情報自由化法に基づいて情報を公開請求で入手した文書によりますと、これは2014年4月に沖縄を拠点とする海兵隊基地司令部が作成した内部文書であります。自然資源・文化資源統合管理計画という計画によりますと、F35Bの配備を最大で26機、嘉手納飛行場に展開する。沖縄周辺の既存の軍の空域を飛行し、伊江島飛行場でも訓練する。普天間飛行場でも運用し、在沖縄海兵隊の施設も使用すると明記をしています。また、11月27日の沖縄タイムスでも同様の報道をいたしました。米海兵隊のF35Bの配備を来年から進め、嘉手納基地に最大で26機展開する計画を立てていることが25日までにわかった。アメリカ本土の部隊を半年単位で日本に巡回配備すると報道をしています。このような計画は、日米間での合意にも明記されていません。米軍の思いどおりに運用される日本の基地に住民は不安でいっぱいあります。日米協議で合意されていないにもかかわらず、一方的に米軍がF35の配備を決めるなど、まるで植民地扱いではありませんか。日本の主権はどうなるのでしょうか。基地に隣接する本市としましても看過できない問題ではないかと思うんであります。このことについてはどのように考えられますか。お伺いします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） ただいま御紹介いただきました嘉手納基地へのF35の運用についてでございますが、防衛相等から情報を得ておりません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 最近の報道ですから御存じないんかと思うんであります。結局、こうした形で米軍基地に日本と合意でないことが行われるということが、岩国基地でも今後行われるのではないかということを私は懸念をして、今回、質問をしたわけですが、ぜひしっかりと米軍基地、あるいは航空機の動向を把握して住民に説明できるようにしていただくということが安心・安全の第一歩ではないかと私は思います。市長は再三、この艦載機の移駐容認については安心・安全を担保するんだ、こうおっしゃってきたわけありますから、ぜひ、そのことについてはしっかりと確認をしながら進めていただきたいと思えます。

それから、先ほどの北広島町の火炎弾フレアの問題であります。さもお話を聞いてますと、米軍のやっつことは違法じゃないんだと。自分たちが住んでおる住宅、あるいは田地畑の上で、そういう火炎弾が投下されるということは違法じゃないんだからしょうがないんだという考え方では、私は少なくとも3万人の市民を擁する自治体の長として大変寂しいことだというふうに思います。

小野寺防衛大臣は、住民に不安を与える訓練を上空でやるようなことはけしからんいうことで申し入れをされました。湯崎広島県知事も、不安を与える訓練遺憾として国に自粛要請を求められました。山口県と岩国市など2市2町でつくる山口県基地関係縣市町連絡協議会も、10月18日に中国四国防衛局に遺憾の意を伝え、発射訓練を行わないよう米側に求める、こういう要請をいたしました。

こういった中で、北広島町は駐日アメリカ大使と岩国基地司令官に抗議文を送付。この事件は北広島町にかかわらず、広島県下中山間地域では起こる可能性があります。こういったことについて、県や防衛相と思いを同じにしとるということではなくて、基地に隣接している大竹市としてもしっかりと申し入れをすると。今後こういうことのないように、しっかりと米軍や防衛相に申し入れをするという姿勢が大事だと私は思います。そういった姿勢がないことについて、私は非常に市民が不安ではないかと思うわけですが、そのことについてお考えをお聞かせください。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 県内上空での今回の訓練につきましては、先ほどの市長の御答弁からも、防衛大臣と広島県知事も自粛を求められておりますし、市長のほうも同じ思いであると御答弁させていただきました。

今までも、事あるごとに国を通じまして米側に対して住民の安心・安全に対する対策について万全を期すよう、また、事故等が起きないように安全面に最大限の配慮を行うよう大竹市としても申し入れているところでございますし、今後についても、その姿勢について変わるところではございません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） それでは、もう一つ、基地問題についてお伺いをしたいんですが、今、御答弁いただきましたように、思いは一緒だということではありますが、他の自治体も思いは一緒にしてるからこそ、防衛や岩国基地、あるいは国に対して申し入れをしとるわけでありまして。ただ、そういったところで、大竹市の住民としては、やっぱり市長にも申し入れをしてほしいというのが素朴な市民の感情ではないかと思うわけでありまして。このことについては、過去においても一般質問で取り上げてきました。やっぱり大竹市として、自治体の長として、きちっと申し入れをしてほしいというのが市民の正直な気持ちだろうと思うわけですので、今後一つ、そういう意見があるということによりよくお願いいたしておきます。

それで、在日米軍司令部が8月に岩国移転後も空母艦載機が、訓練、給油、整備のため厚木基地を折に触れて使用すると明言をしました。このことは9月議会でもお話をしましたが、第5次厚木基地爆音訴訟原告団の大波修二団長は、米軍は岩国・厚木基地を折に触れ使用すると発言している。いよいよ移駐が始まるが、実際に騒音が軽減されるかわからない。艦載機が騒音で国内をかき回す状況になるのではないかと心配していらっしゃる。また、市民団体、基地撤去をめざす県央共闘会議の矢野亮事務局次長は、岩国基地駐留の米軍機が、これまでも厚木に飛来していたことから騒音軽減は期待していない。移駐後の運用がわからないだけに、今まで以上にきちんと見ていかなければならない。大和市の大木哲市長は、市民の負担軽減に確実に結びつくよう期待する。移駐完了後の空母艦載機の運用や厚木基地周辺の騒音状況などについて、早急に明らかにしてほしい。綾瀬市の古塩政由市長も、騒音の軽減を期待し、引き続き移駐が確実に行われるよう求める。こう



いったことで総じて、岩国基地に移駐後も騒音に対する懸念を持たれているようでありませぬ。

結局、艦載機は岩国基地に移駐したけれども、岩国も厚木も使うと。そういったことで、日本国中に米軍の騒音と事故をばらまく。こういう状況が出てくるのではないかと私たちは心配しておるわけですが、そういったことについて、大竹市としてはどのように考えていらっしゃるかということについてお伺いさせていただきます。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 議員は厚木の騒音を心配されております。我々は阿多田島を初めとしまして、大竹市域の騒音の増大について心配をしております。国には、折に触れまして心配しているという旨を申し上げ、万全の対応についてお願いをしてきているところでございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 厚木の心配をしとるんじゃないかと、日本全国が航空機の騒音にさらされるのではないかと、こういうことを心配しとるんです。厚木のことだけを心配しとるんじゃないんです。そこを一つ誤解されんようによろしく願いいたします。それで、時間がありませんので次に行きます。

日本全国で児童扶養手当の問題であります。先ほど御答弁をいただきました。国の動向を見ながら進めていくということでありました。日本全国で6人に1人が貧困ということで、ひとり親家庭では半数が貧困とされています。子供の貧困対策については、多方面からの重層的な支援が求められていると思うわけですが、とりわけひとり親家庭の利便性の向上、家計の安定化を図る観点からも支給月の拡大に速やかな対応が求められています。

このまとめ支給については、受給者からやりくりが難しいとして見直しを求める声が上がっていました。例えば、手当を支給された月には出費がかさみ、翌月以降の家計が苦しくなる。家賃や公共料金を滞納すると借入れを行わなければならなくなる。一旦借入れをすると、後は火の車。返済のために借入れをすることで、借金は増加の一方という報告もあります。児童を養育していくために係る経費は、家庭に大きな事業や事件がない限りは、ほぼ均等な支出が見込まれます。そういった場合に4カ月分まとめ支給では、支給を受けた月と受けなかった月の支出の均等化が図れません。計画的に流用すればよいという意見もありますが、お金の余裕がある家庭では計画性が持てます。貧困家庭では、計画的に均等化することができないのであります。絶対必要額が不足しているわけでありませぬ。国会の附帯決議では、地方公共団体の手当の支給実務の負担等を考慮しつつと提案されています。厚生労働省はこうした事情を考慮し、支給回数を現在の年3回から6回にふやすことを検討。実務を担う自治体がシステム改修に必要な財源を確保するため、総務省など関係省庁と協議すると報じています。国の取り組みを先取りして先行実施する絶好の機会と捉えるべきではないか、こういうふうと考えて今回の提案をしております。

自治体の中には、先ほど市長からも御紹介がございました明石市のように独自の対応をとる動きも出ています。神戸新聞では、兵庫県明石市は本年度から児童扶養手当と同額

を毎月貸し付け、まとめ支給に合わせて返金してもらう事業を試験的に始めた。本年度は対象者を拡大するとしています。決して法律に違反しとるわけじゃないんであります。そのことははっきりとこの場で明言をしておきますんで、誤解のないようお願いをいたします。

明石市の市長は、国の動きを待てないとし、市独自の取り組みでモデル事業として毎月の支給実施に取り組む。子供たちのための先進的な事例にしていきたいとのこと。このように国の施策を先取りして、ひとり親世帯を支援、また、貧困家庭の支援に先進市として取り組む。こういったことが必要ではないかというのが私の今回の取り上げでございます。

このことについて、もう一度、しつこいようでございますが、お話を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） ひとり親家庭の家庭管理につきまして、具体的な御提案いただきましてありがとうございます。

私どものほうで、今すぐにこの取り組みをという予定はないと、先ほど市長のほうから御答弁させていただきましたが、御希望があるかどうかにつきまして、御本人様とのアンケート等とするような機会を設けるとしましたら、来年8月の現況調査のほうで皆様のお声はいただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 先ほど紹介申し上げました兵庫県の明石市の泉房穂市長ですが、実施に当たって、4カ月に1回というのは行政の利便性の問題だ。子供に利益を優先するのは当たり前だと、こういうふうにおっしゃっております。ぜひ、よろしく願いいたします。

それで、時間も差し迫ってまいりました。今12月議会の私の一般質問では、基地周辺住民の安心・安全対策、騒音と米軍機の配備について、また、児童扶養手当や就学援助の入学前準備金の支給について伺いました。引き続き住民の安心・安全対策と子供の支援に積極的に取り組むことを約束して、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、11番、日域 究議員。

[11番 日域 究議員 登壇]

○11番（日域 究） 会派を代表して質問させていただきます。正確に御答弁いただきますよう、よろしく願いいたします。

シルバー人材センターにつきましては、3月の議会でちょこっと発言しましたが、それ以降、折に触れていることをお尋ねしております。そして、その都度、対応していただいていることは事実です。そういう点では満足しております。しかし、間違っていたから改めたというコメントはありません。全てシルバーの、つまり相手側の意向で変わるんだという理由になっております。

加えて、9月議会で黒田代表監査委員が、決算審査の報告をされました。その中で、シルバー人材センターへの補助金について、実質的には運営補助金でありながら、事業補助

としたことが云々というコメントが含まれてました。その点においては不満を感じております。そういうものではありません。それをただすのが今回の目的です。

先ほど山崎議員の質問に対し市長は、行政は法令に基づいて仕事を行うんだっておっしゃいました。まさに私がお尋ねするのはそのことなんですけども。ただ、これはひょっとしたら決算特別委員会で言うべきことだったような気がいたします。私は決算特別委員会のメンバーでしたけど、個人的事情で最終日の午後は欠席をしてしまいました。まことに申しわけございません。それで、この場をかりて質問するという面もあるんですけども、今回はコミュニティサロンの問題です。元町コミサロの指定管理者である大竹市シルバー人材センターに、大竹市が交付してきたコミュニティセンター活性化事業補助金、これについて、来年度からはこれを取りやめて、玖波や栄町と同じように委託料を払うんだと、そのようにさきの決算特別委員会で御答弁をいただきました。これは偶然かもしれませんが、指定管理者という制度が導入された時期と入山市長が誕生された時期は大体一緒なんですけども、そうかもしれませんが、平成18年の当初予算では、三つのコミュニティサロンに対して指定管理者にする。だから委託料を払うということで予算が組んでありました。それが18年度になってからですよ。元町のコミサロだけは補助金にするんだってということで、流用という手段が使われてます。なぜ元町だけ、これは市長の意思だと思いますが、もちろん、ひょっとして4月段階で流用って決めれば、前市長の権限ですから。入山市長が誕生して、入山市長が決めたのか。それとも、前市長が流用で補助金にしたのか、私はそれわかりませんけども、その辺もわかれば教えてほしいと思います。なぜ補助金というふうにしたのか。それ以来、ずっと元町コミサロに対しては、指定管理者でありながら補助金という形でお金を給付し続けております。若干、違和感を感じまして、ことしの5月に、よくわからないんで県庁の行政管理グループというところの、こういうことを扱ってる方だと思いますが、そこへ行って職員さん会って尋ねました。そしたら、その職員さんいわく、指定管理者に対して補助金を交付することは、通常あり得ない言われました。その理由は、指定管理に委ねる施設は行政目的を持ったものであるからだ。改めて大竹市のコミュニティサロン設置及び管理条例を見てみると、その第3条には、コミュニティサロンの管理は地方自治法第244条の2第3項の規定により、「法人その他の団体であって、市長が指定するものに行わせる」と書いてあります。指定管理者は、市の行政目的に従って施設の管理運営をやらされている立場であり、決して自主的、主体的に行ってるのではないということですね。それゆえ、そこに支払う運営経費が補助金になるはずはないんです。もちろん指定管理者に補助金を出すことも例外的にはあります。例えばセントピアがありますね。今回の議案の69号です。総合福祉会館という建物があって、そこを社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定管理者に指定して管理をしてもらってます。だから、その部分については、大竹市は委託料を出してます。社会福祉協議会という法人の目的がありますから、法人がみずからの目的を達成するための事業に対しては、大竹市は補助金を出してます。社会福祉協議会という団体は、いろいろ行政から見れば便利といえますか、いろんなことをお願いしやすい団体ですから。さらに、本来であれば大竹市がすべき福祉事業の一部を別途委託料を払って社協にお願いもしています。だから、指定管理者

の委託料があって、それから社会福祉協議会に対する補助金があって、行政が行う福祉事業を委託しているという意味での委託料があるという、社協は3段階構えだと思います。

ところが、元町のコミサロは、委託料はゼロなんですね。そういう契約になってます。指定管理者の協定書にあえてゼロだ、そう書いてあります。自分でお金を稼ぐ能力のある施設ならそれもあり得ますけども、若干は収入がありますけども、わずかなもんです。したがって、ほとんど補助金で、電気代から何から全て補助金で運営されています。玖波や栄町のコミサロも同じ目的の施設ですから同じことをするわけですけども、あちらは委託料で、元町はわざわざ委託料を協定書で否定して、それで別途コミュニティサロン活性化補助金というものを交付しています。実際に元町のコミュニティサロンのほうがやってる中身、私は調べたわけじゃありませんけども、行っている内容は立派なのかもしれません。理由は一つあります。国庫補助金が28年度でいえば400万円入っています。決算書にそのように書いてありますけども、コミュニティサロンの運営費に厚労省の国庫補助金が入っているって聞いたら、何と思いますよね。このことについて厚労省が何というか、私は若干気になります。

さきのコミュニティサロン活性化事業補助金という補助金ですけども、交付要綱はあるんでしょうか。最近、交付要綱がホームページに載るようになってますけども、見てみたけど見つかりませんでした。ないんじゃないかと思います。もし、こういうものがあれば、栄町とか玖波の指定管理の方が、自分たちにも支給してほしいって言ったらどうするんだろうと思います。

このようにシルバー人材センターが絡んでる施設っていうのは、何か次々に疑問点が出てくるんですね。素朴に不自然に感じるわけです。そもそも委託か補助かっていうのは、相手先の意向に沿ったりするものではありません。全然関係ないはずなんですね。ことしも例年通り補助金で予算が組んであります。コミサロについてですね。それが不適切であるならば、以前やったみたいに、ことしからでも委託料に流用という手段に変えてもよかったんじゃないかと思いますが、なぜ変えなかったんかなという気がいたします。

ちょっと今の話をまとめますと、委託料と補助金の違いについて、市の行政行為を他者に行わせる場合が委託料で、相手の自主的な事業を支援するのが補助金、これは何度も聞きました。市がすべきことをかわりに行うとの条件をつけたら、これはもう補助ではないですよ。ところが、この議会や委員会で、シルバーに委託ではなく自主事業でやってもらうという日本語を何度か聞いた気がします。やってもらうことを日本語では委託っていうんですよ。だから、こういう詭弁を弄してはいけないという気がします。会計上、委託と補助って明確に分けてるわけですから、その意味がなくなってしまう。改めて補助金と委託料の違いをお尋ねしたいと思います。

それと、同じような内容なんですけども、コミサロの指定管理者3者あるわけですけども、元町のシルバーだけが補助金なんですけども、同じもので、こっちは委託料、こっちは補助金って、本来もちろんおかしいんですが、おかしいといえども何か理由があるんだろうと思うんですけども、その辺もちょっとお尋ねしてみたいと思います。

最後に、先ほど触れましたけど、交付要綱です。実を言いますと、シルバー人材センターのことに首を突っ込んで、これは部長からお聞きした話ですけども、交付要綱がない補助金って結構あるんですね。議会でいえば、さっき言いました社会福祉協議会ですけども、あそこにも交付要綱がないやに聞いてます。平成22年に社会福祉協議会の決算書を決算委員会なんかで見たときに、返戻金が物すごく不自然な処理がしてあったと。今思えば、要するに交付要綱があって、いつまでに何を出せとか、そういうことを決めてないからいろんなケースが生じてるんじゃないかなと思います。ここに書きましたけど、5年以上継続して補助を出しているもので、交付要綱がないものをちょっと教えていただきたいと思います。

一番肝心な高齢者活用現役世代雇用サポート事業っていうのがあるんですが、そのことは済みません、再質問でお尋ねさせていただきます。

2問目です。これは最近議会でのお話を聞いて思いついたというか、尋ねてみたくなったことなんですが、教育委員会の学校に対する物の考え方です。

最初は栗谷小学校の問題なんですが、9月議会で私、知識が不十分なまま、とんちんかんな質問をしたような気がします。その点についてはまことに申しわけございませんでした。さきの教育委員会会議で、平成30年度からの栗谷小学校の休校はなくなったというふうに聞いております。それはそれで、もちろんいいんですけども。その前に、この話が出るときに、教育委員会は来年度栗谷小の6年生が1人、その他は1年生2人、これは入ってみないとわかりませんが、その他は1年生だけになりそうだから、学習指導要領に基づく学校教育を施すことが困難と思われるから休校にしたいという説明を受けたように思います。地元の同意が得られなかったから方針撤回、それはわかるんですが、とはいいいながら、教育委員会が休校にせざるを得ない理由として挙げた6年生1人になるということです。その問題はどうなったんだろうか。実際、学校に行って、1年生と6年生は相当違いますから、6年生の子が学校に行って、まだ授業といえば先生がいて、児童がいて、マンツーマンではありますけども、物事を教えるという意味においては、個人授業ですから、ある意味ではメリットがあるかもしれません。しかし、学校というのは、それを教えるだけじゃありません。実際、例えば休憩時間どうするんだろう。キンコンカンコンと鳴りますよね。私が小学生のころであれば、休憩時間は最高に楽しかったですよね。何をして遊ぼうかということですけども、物すごく楽しい時間でした。でも、学校に行って、1年間一緒に遊ぶ、対等な関係で一緒に物事をする相手がいなくていいわけですよね。これ、地獄ですよ。このことについて解決をせずに、地元とどういふ話をするのかっていう気もするんですけども。地元が同意してくれなかったから、もう6年生のことは知らんいねっていうんだったらそれはそれで結構です。結構かどうか知りませんが、そうなのか、いやいや、別途6年生のことは考えるんだというのか。そこのところをお尋ねしてみたいと思います。

それと、タブレットPCの話ですけども、議会の総務のほうの委員会はこういうことの視察に行かれたみたいですけども、大竹市の小学校においては、小方小学校と玖波小学校に1クラス相当分かな、タブレットのパソコンが置いてあるという話を聞きました。ちょっと玖波小学校にいろんな意味があって寄せてもらったんですけども、校長先生が校内を

全部案内してくれました。そのときに思ったことは、パソコン教室があるんですよと、ああそうですかって思いましたけど、でも使ってませんって言われました。いろんな事情があって使うかもしれないから用意したんだと言えばそれまでですけど、パソコン教室があって、タブレットもある。しかも1クラス分があるんですけども。例えば大竹小学校とか、それから小方小学校とか、数年前にできた学校であれば、この世界は日進月歩ですから、タブレットなんか考えられなかった時代よって、5年前やったらそうかもしれません。日進月歩で進むわけですから。玖波小学校はことしできた学校ですから、タブレットを買うために財産区からの繰入金とかいう交渉もしたんかもしれませんし、詳しいことは私わかりませんが、片方ではパソコン教室を用意して、片方ではタブレットも、あれ買うけん、こんだけお金が要る。1,000万円ほど財産区から支援があったというふう聞いてます。

これを機にいろいろ調べてみたら、国も県もあんまり具体的なことは言ってませんね。あれしろこれしろって大づかみなことはありますけども、補助金を出してるわけではないし、特段手とり足とり指定しているわけじゃありません。ただ、そうであれば、玖波小学校って百五、六十人の学校ですか。例えばパソコン教室のかわりにタブレットでやれって言うんやったら、一層のこと全児童分だけ用意して、1年間貸し与えると、持って帰ってもいいと、そんなんしてるまちもありますけども。そしたら、それこそフル活用できますよね。今みたいに一定の時間に、これよねって皆さんに配って、1時間たったら、はいって回収していたんでは大したことできませんから、国がやっちゃいけないと言うんならできませんけど、何も言わないのであれば、例えば小方小にタブレット置くのも、置くなというわけじゃありませんけども、どういう効果があるかわからない状態でやってるわけですから、どっか小さい学校、玖波小学校なんかは適当かと思えますけどね。そういうところに特化して実験的にやってみたらおもしろいんじゃないかと。さっきの山崎議員の質問にもありましたけど、あることをやったら大竹市が目立つよねっていう、そういう安っぽい感覚も持ってるんですけども、やはり大竹市は広島県で最初に、ある学校について全校児童にタブレット持たせてみた。もちろん効果がどうなるかはそこから先の努力ですけども、やってみないことにはわかりませんから。そんな先進的なことをできたらおもしろかったのにねといえますか、今からでも結構ですけども、何かやってみてほしい気がします。子供たちはああいうものを与えたら、変な使い方する子も出るかもしれませんが、実際使うことについては大人よりはるかに適応力ありますから、ほんとに使いこなしてくれんじゃないかと思えます。そういう意味で、そういう発想が持てなかったのか。あるいはこれからも、ひょっとして実は考えてますよと、考えてるんですって言うだけか、そのあたりをお尋ねしてみたいと思います。

壇上での質問は以上です。御答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。なお、教育委員会への御質問は、後ほど教育長が答弁をいたします。

1点目の大竹市シルバー人材センターへの補助金についてでございます。本件に関する御質問については、これまでもお答えしておりますので重複する部分がございますが、改めて述べさせていただきます。

まず、委託料と補助金の違いです。委託料は、自治体を実施すべき事業の一部、または全部を特定の団体や事業者等に委託して行わせる場合に支払うもの。補助金は、特定の団体や個人が行う事務事業に対して、自治体が公益上必要があると認めた場合に、その活動に要する費用の一部、または全部を補助するものでございます。

続いて、コミュニティサロン活性化事業補助金についてでございます。

コミュニティサロンは、平成17年度までの間、地元自治会を主体とする管理運営委員会に委託して、管理運営業務を行っていただいております。平成18年度からコミュニティサロン3館に指定管理者制度を導入することにしましたが、施設を設置した経緯や目的から、引き続き地元の管理運営委員会が最適と考え、指定管理者になっていただけないかとお願いしてまいりました。管理運営委員会で協議された結果、玖波を除く元町、栄町のコミュニティサロンでは、引き受けることができないとの決定がなされました。その結果を受けて、平成18年1月に元町、栄町の指定管理者を公募し、選考委員会において書類審査、ヒアリングを行いました。そして、平成18年2月に、元町については大竹市シルバー人材センターを、栄町については、現在の名称で申し上げますと小島地区自治会連合会を指定管理者に選定し、平成18年3月定例会において指定の議決をいただいております。選定されました大竹市シルバー人材センターのコミュニティサロン管理業務の事業計画では、国の補助事業である高齢者活用子育て支援事業及び高齢者生きがい対策事業を活用し、さまざまな事業を展開することで施設の利用率を向上させる計画となっております。この補助金を活用するためには、市から同額の補助金が必要とのことでしたが、既に平成18年度の当初予算案の編成を終えており、指定管理料として委託料のみを計上していたため、平成18年度になってからの委託料の一部を流用し、補助金として執行したものでございます。

今年度におけるコミュニティサロン元町につきましては、既に大竹市シルバー人材センターへ補助金の交付決定を行っており、交付しております。この補助金は、交流サロン推進のための費用を補助するもので、事業計画に基づいて施設での学童保育、高齢者サロン、手打ちそば教室や手づくりパン教室などの事業を実施されておりますので、その運営のための補助金として必要な予算と考えております。

来年度からは、地域福祉会館が地域福祉の拠点として開設いたします。この建物の1階は高齢者福祉、地域福祉をともに推進してきた大竹市シルバー人材センターの拠点として利用を考えていることから、昨年から市広報などで広くお知らせしてきているところでございます。そうしますと、これまでコミュニティサロン元町で行われてきた事業の実施場所がシフトすることも考えられます。元町も他の2館のコミュニティサロンと同じような運営となるため大竹市シルバー人材センターから、平成30年からは指定管理委託料として整理したいとの提案を受け、現在検討しているところでございます。

最後に、補助金の交付要綱の制定について御指摘がございましたが、補助金の申請や交付の手続など、いずれの補助金にも共通する基本的な事項は大竹市補助金等交付規則に定

めております。この規則に定めるもののほか、必要な事項があれば別に要綱等で定めることとしておりますので、交付要綱がない補助金であるからといって制限なく交付することや、特別な意図を持って交付要綱を制定しないというようなことは決してございませんので、御認識いただきたいと思っております。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、日域議員の御質問にお答えします。

まず、栗谷小学校についてでございます。学校教育においては、単に知識や技能を習得させるだけでなく、子供たちが集団の中で切磋琢磨しながら、みずからの力を伸ばしていくことが重要であります。そのためには一定規模の児童数が必要であり、極めて児童数の少なくなった栗谷小学校について、教育委員会として早期休校の考えを示したところでございます。ことしの2月から計6回の保護者との意見交換会、そして11月の地域説明会を開催しましたが、休校に反対の声が極めて強く、大変厳しい状況でございました。子供の教育環境の視点から早期休校の方針に変わりはありませんが、学校教育の直接の受益者である保護者や地域の理解が得られないまま、行政として一方的に進めることはせず、平成30年度には休校しないという判断をしたところでございます。

御承知のとおり、極めて少ない児童数では、体育や音楽、特別活動、全教科での話し合い活動など、学校教育活動に困難な状況を生じさせます。御心配いただいております6年生の児童についてですが、これまでも学年1人という学校生活を送っていましたが、栗谷小学校の先生方のさまざまな工夫と努力により健やかに成長しております。次年度も一層厳しい状況となりますが、保護者や学校との連携を一層深め、地域の人たちや小方学園との交流回数の増加、交流内容、方法の検討を行うなど、さまざまな創意工夫により、これからの社会をたくましく生きる力を育てまいりたいと考えております

教育委員会としては、あくまでも子供一人一人にとって、どのような教育環境が適切なのかという教育的な観点を第一に考えていますので早期休校の方針には変わりありませんが、これからも粘り強く保護者や地域の皆様との協議を継続していきたいと考えております。

続きまして、小・中学校のICT教育についてお答えします。

今後とも急激な進展が予想される情報化社会の中で、将来を生き抜く子供たちには情報通信技術、いわゆるICTを活用する力がますます求められていきます。学校教育においてもICT機器を有効に活用することにより、学習活動への興味関心を高めたり、思考や理解を深めたり、知識の定着がより図られたりするなどの成果が生じると言われています。

御指摘の学校につきましては、今年度からタブレット端末が配備され、グループでの発表や意見を比較する際に使用頻度が高い傾向にあります。その反面、パソコンは子供たちが文字の入力方法を学んだり、文書を作成したり、調べたことを整理したりする際に有効な機器でございますが、パソコン教室の使用が少なかったという実態がございました。学



校側からもタブレット端末の使用、パソコンの使用、また、これらの併用など、児童の発達段階に応じた計画的な活用のあり方について見直す必要があると聞いております。

教育委員会としましては、各種のICT機器の特徴を生かした活用を通じて、子供たちの学習意欲や学習効果を高め、深い学びにつながるよう取り組む必要があります。教育内容の充実を図るとともに、そのための環境整備に努めていきたいと考えております。今後とも整備した機器が、学校教育に計画的かつ効果的に活用されますよう学校と連携し、工夫を重ねていきたいと考えております。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。正直、ある意味、答えにくいことばかり選んで質問しているような気がしますけども。

最初の元町のコミサロの件ですけども、御答弁いただきましたことはヒアリングで、私、昔のことは詳しくわかりませんから、ヒアリングでお聞きしたことで大体一緒でして、だから元町においても、最初はサントピア方式といいますか、一応の指定管理ですから、指定管理の基本的な委託事項がありますよね。それがまずあって、その上にシルバー人材センター独自のアイデアの事業するんですと。だから、その分は補助金くださいというのは理屈が通ってるんですけども、いつの間にか、補助金が多いほうが国の補助金がよけ来るのよねって、そしたら全部補助金にしてやって、消しゴムで委託料の部分を消してしまったということですよ。最初はそうだったって、確かにヒアリングでも聞きましたし、私、そこまでは調べてはいません。調べてはませんが、そのあたりが私はどうかなという気がします。さっきの話、もう一回言いますが、法令に基づいてというか、その範囲でしかできないということでしょうから、やはりその辺。もう私がこっだけ言ったわけですから、十分気づいておられると思います。だから、私、要らんこと言っとるのかなと正直思いますけども、これが最後ですから。一応、今の話ですけども、指定管理の部分がまずベースにあって、その上に委託先の独自の事業が評価できるのであれば、じゃあそれは補助金出しましょうというのはあります。これは県の職員さんから聞いたルールにも合致してますし、サントピアといいますか、あそこの社協の話とも一致します。ただ、指定管理としての委託料がゼロにもかかわらず補助金があるっていうのは、決算内容から、そこに利用料収入があって、利用料収入で最低限のことが賄えるのであれば、それはそれで委託料ゼロっていうことはあると思いますけども、決算見たらすごく収入少ないですから、その辺は違和感を感じます。その辺、もう一回お尋ねしたいと思います。

厚労省もいろんな補助金を考えるんですよ。さっき、私、初めて聞きましたけど、高齢者活用でしたかね、子育て支援、今回、いろんなことが勉強になりました。国もいろんな財政状況の中にあるわけですから、シルバーの基本的な運営補助金というのは国の一般会計から来るお金だと。それ以外は我々が入っているというか、民間が入ってるんかもしませんが、雇用保険特別会計。雇用保険特別会計から、雇用のためになるということでしょう。一定の補助金がシルバーのほうに流れていくと。それは目的から考えて、安定的に継続的に出すというわけにはいかないから、一定の期間で終わって、また次が始まると

いうことらしいですね。今あるのが高齢者活用現役世代雇用サポート事業。さっき市長がおっしゃった、10年前は高齢者活用って言われましたよね、たしか。その後が子育て支援とかいう、順列組み合わせみたいですけども、いろんな名前をつけて補助をしてるんだなというのが改めてわかりました。今も名前は違えど中身が同じというたら厚労省に叱られるかもしれませんが、ある意味ではそうなんでしょう。今は高齢者活用現役世代雇用サポート事業っていうのがあって、その条件として、地元の自治体がそれに見合う補助金を出すことっていう、そこに枠がはめられておるわけですね。それで皆さん困るんで、この補助金自体の国の考え方も、できたら直していただきたいという気もしないでもないですけども。ただ、かといって国のやり方がいびつかもしれないと思いますが、何でもかんでも補助金って書いたら国がお金くれるんよということはいかがなもんかと思います。9月議会で、シルバーに対する補助金は、ほんとは委託料じゃありませんかって私は言いました。そしたら米中部長が気色ばんで補助金ですって言われましたけど、補助金ってなるといろんな意味で、今の財政のルール上問題があるんですよ。例えば予算があるじゃないですか。今年度の予算ですよ。去年も2年前もそうですけども、当初予算の中にある校庭芝生維持管理補助金とか公園等環境保全推進事業補助金、これ例えば、校庭芝生維持管理補助金というのは教育費に組んであるんですよ。公園等というのは土木費に組んであります。土木費に組んである予算が、これはシルバーに行くんよねって決めてあったら、それ違うでしょって。シルバーに行くお金は民生費で組まなくちゃいけないですよ、そもそもが。教育委員会が、シルバーに出す補助金ですって言って予算要求することもおかしいです。例えば予算委員会の場を考えてみても、教育費は何日の1時からですと時間決めるわけですけども、そのときは教育に関する人たちがざっと集まるわけですね。でも、教育が予算組んでるけど、使い道はシルバーですよって。それじゃあとんちんかんじゃないですか。本音から言えば、あれは学校をやるんじゃない、あれは教育なんよって言えば、最初と最後を見ればつつま合ってますよ。でも予算を組むときに、シルバーに出す補助金ですよって思いながら、そういうことを念頭に置いて、シルバーに出す補助金を教育費で組みたいですって財政に要求することはおかしいですよ。今度、一旦ですよ、教育費に挙げた予算をシルバーに対して補助するのもおかしいですよ。往復ともおかしいわけですよ。その辺は皆さん感じないのかと思って。だから百歩譲って、最初から民生費に持っていきゃよかったわけですよ。それを平成27年度からずっと今年度まで継続してますよね。物すごく素朴な地方自治法のルールですから、分掌条例とかあって、それから予算も款、項は超えちゃいけないという縛りがあるって、要するに、教育委員会が与えられたお金は教育に使うんですよって決まってるわけですよ。しかも、それは教育委員会が使うんですよって決まってるわけですよ。土木費は土木費で予算の枠もあるし権限の枠もあるわけですよ。それを越えるときには議会に言えってことになってるわけですよ。議会がええよって言ったら変えていいわけですよ。その一番もとですよ、これ。何か尖閣列島じゃありませんけど、どっちに入るんかわからんみたいなどこあるんですけども。そこはシルバーとか何とかちゅうちっちゃな話やなくて、物すごく大きな話やと思うんですけども。これがよかったですら、これは何とかですと予算組んどいて、水面下でぽろっと出しゃわからんじゃないですか。

今、ここでは資料持ってませんけども、決算委員会で私、要求しました。だから、皆さんにはあのときにどういうふうな流れ方でお金が、教育費として校庭芝生何とかかんとか、土木費として公園等何とかかんとかっていう予算を議会は承認したんです。それが、シルバーに対する高齢者活用現役世代雇用サポート事業という国の補助金にカウンターとしてぶつけた大竹市の同名の補助金ですよっていう書類を厚労省に出しているわけですから。何で教育費がシルバーの補助金ってなって、しかもそれが国まで行ってしまうのって。物すごくおかしいわけですよ。いつかこのほうがわかりやすいっていう答弁があったような気がしますけども。わかりやすいじゃなくて、わかりにくいです。別に悪いことするんじゃないければ、ここの手続ちゃんととれば簡単なことやと思うんですが。そのあたりをちょっと教えてほしいなといいますか、間違いでしたって言ってほしいなと思うんですが。間違いでしたっていうのは、口が裂けても言えるかいやってある議員に言われましたけど。間違いですよ。そこだけ。やっぱり間違いを間違えたと言う勇気も要るんじゃないかと思えますけども。そのあたり、よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 各課に予算を組みましたことにつきましては、先ほど議員からもこの制度自体くるくる変わっているという表現で行われましたが、高齢者活用現役世代雇用サポート事業、この補助金自体がそんな長く続かないのじゃないかというような、そういう観測もございましたので、各予算枠を捻出したところの費目と課の予算として計上しましたということ、その当時の事実として申し上げます。3月の議会だったかと思いますが、その辺の違和感について御指摘をいただきまして、そのときには民生費に片寄せして組むということもあったですかねというふうに説明をさせていただいた記憶もございます。民生費の予算を各課の予算として組むということは可能でございますので、その考え方もあったのかなということ、そんなことから6月議会におきましては一部の補助金につきまして、民生費のほうへまとめて計上をしたということがございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 新しいことが出てきたんで、正直面食らってますけども。民生費の予算を教育費で組むことが可能なんですか。今の日本語、記憶力が悪いもんで。やっぱり地方自治法ってよくできていると思うんですけども、権限においても、お金の流れにおいてもわかりやすくせいってことだと思います。今、済みません。何て言われたか、よくわかりませんが。もう一回、そのあたりを皆さんがわかるように、副市長に答弁いただいても結構ですけど、よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 事務の所掌というものは、全てが市長の補助者の立場で、それぞれの仕分けで所掌があります。予算の費目については、大きな目的に沿って計上するものでございますので、例えば教育委員会の中に全て教育費であるという必然性もないわけでございます。都市計画課の中に土木費、都市計画費以外の予算がまざるということはありません。都市計画課の中には土木費、都市計画費以外の予算がまざるということはありません。総務部の予算中には雑多な予算がございます。そのようにどこが所

掌するかということによりまして、それぞれ一番適当なところの費目の予算を適当な部課に計上するというところでございますので、教育費の予算を民生費に組むというふうに説明をしたわけではありません。どの所掌の予算をどの課の予算として何費の民生費を組むということはありません。総務部の中に民生費の予算があるということも、これもあり得ますねということで紹介をしたところです。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 例えば、子供たちに消防車の絵を描かそうと。消防とか、防火とか、そういうことの啓発にしようと思えば、学校に対して消防費からお金が出ることありますよね。それはもちろん目的が消防に関係することですから。そういうことを今、部長がおっしゃってるのか、どういうことをおっしゃってるんかわからないんですが、さっき私は社協の話を示して、皆さんにわかりやすく話したつもりですけども、皆さんにわかってもらえなかったら意味がないですから。今の部長のお話では、それがあるんやったら予算なんか総額だけありゃええやんかと思いたくもなります。だから、そうおっしゃるのであれば、具体的にはどういうことがありますか。一、二、思いつくことがあれば教えてください。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 例えますと、住民基本台帳費につきましては、市民税務課で仕事をしておりますが、住民基本台帳費は款でいいますと総務費でございます。現在、都市計画課で所掌しております小方まちづくり事業の半分は企画財政課の所掌しておりますが、駅、道路等につきましては、これは企画費でございます。総務費の予算が建設部にある、このようなことはあります。農林水産業費におきましては、私どもの産業振興課と建設の土木課、両方に予算があるというようなことがございます。かつては教育委員会の予算で総合市民会館費というものがございます。この総合市民会館費は申すまでもなく複合の施設でございますので、労働費もあり、民生費もあり、教育委員会もありというような、そういう予算立てをしていた経緯もございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） よく名刺をひっくり返したら別の名前書いてあるっていう名刺があるじゃないですか。ある意味ではこっちじゃけど、ある意味ではこっちっていう、人事の発令でも難しい面があって、そういうことを今思いながら部長の答弁を聞かせてもらいましたけど、それは必然的にいろんな面を持ってますよっていうときにはそういうことはあります。おっしゃるとおりです。でも、今回の場合は少し違いませんか。だから変えるんでしょ。戻すんでしょ。だから、前から思うんですけども、正しいのであれば、それこそ最少の経費で最大の効果を生むようにしなくちゃいけないって地方自治法に書いてありますから、筋が通る補助金であれば堂々とやったらいいじゃないですか。それをころっと変えるから、悪いことしとったんじゃないかと思ってしまうよね、どっちかといえば。正しいのであれば堂々とやってほしいし、間違っているのであれば間違ったことを認めてほ

しい。今のようなもの、確かに何とも言えないような、2面性、3面性があるようなものは世の中に存在します。そのときにはそれですよ。でも、このことについてはそうじゃない。例えば今の住民基本台帳法とか、総合市民会館がどうか、いろいろおっしゃいましたけど、それ、私がおかしいじゃないかと言ったら、大上段から間違いじゃないって言うはずですよ。変えろって私が言ったら、変えるわけいかないと。じゃあどういう方法があるか答えてみって、これは逆質問ですけども。そちらから、絶対そんなこと言ってできるわけじゃないかって反応が返ってくるはずですけども、今回は返ってこないじゃないですか。私がおかしいって言ったら、直すじゃないですか。全然違いますね、その部分で。

やっぱり間違ったことを間違ったと言えばそれで終わるんですけども、間違ったことをごまかして言うことで、それがさらに展開をしていく可能性があるわけですね。だから、しょうがないのかもしれません、そういう言い方はこの場では避けていただきたいなと思います。とどのつまりはそういうことだと思いますから、それはそれで。それ以上言いようがないですけども。

交付要綱がないって話さがさきありました。もちろんルール違反ではありませんよね。交付要綱をつくらなくてはいけないというものはないですから。ただ、この話をやってみるさなかに、米中部長のほうもつくれて、準備しとるんよって話はいただきました。先ほど、こういうことやってるといろんなこと思い出んですけども、社協の補助金の実績報告の時期が3月31日ってのがあって、おかしいじゃんって思いましたけど、ないわけですよ。だからいけないって私言いませんけど、前向きにつくってほしいと思います。

こっから先は私の実体験ですけども、私も仕事柄、ちらちら補助金をもらうじゃないですか。昔、市からいただいている補助金について、一応実績報告らしきもの出すんですけども、何か出しているもんが、自分が見ておかしいんですよ。おかしいものを出してました。実績報告に添付して。でも、市の人もはっきり言わないんですよ。何でもええけ出して、わしら出してもらわんと困るんよって、そういうことがありました。経験上。それは随分昔の話ですけども。人がどんどん変わっていく世界ですから、行政のお金を補助する、出して行く以上、何に使うんだ、どういう目的なんだということは定めておかないと、善良な人ばかりじゃないですから、いろんなことがあり得ますから。やはりつくってほしいと思います。ないからいけないって言いません。言いませんけども、あったほうが楽でしょ。私はそう思いますけどね。かなりないものがあるっていうふうに気がします。今、いろいろ見ましてね。だから、ぜひその辺もきちんとやってほしいと思います。

終わります。これはね。

2番目の教育委員会のほうに変わります。

行政って、教育委員会は独立してるって言われますけども、独立してことはないと思いますし、文科省があって、県教委があって、市教委があって、いろんな絡みの中で教育行政をされていることはよくわかります。ただ、与えられた範囲っていいですか、やっちゃいけないこと以外はやっていいわけですよ。世の中っていうのは大体。ですから、パソコンなんか使わないっていう人がちょっと前までいましたけど。あるスケールの仕事をさ

れてる方でも、社長がパソコン嫌いで、うちは全部パソコンないんですって大威張りで言う人がいましたけど、さすがに最近は余り見当たりません。そういう会社は。何が何でも、あっちの方向にいやが応でも流れてる。それは社会の現実だと思います。

かといって文科省は、こうしなさい、ああしなさいっていう、手とり足とりのような指示はどうやら出してない。ただ、いろんなことやりなさいねって。それを教育委員会が、そのまま現場に押しつけていくと、現場大変なわけですね。パソコン教室が用意しているけん、あれ使えって片方で言われて、タブレットもあるんじゃないけん、あれも使えって言われて、プログラミング教育が次の学習指導要領ですか、次の改定に入ってくるとか、いろんなことがあります。玖波の校長先生と盛り上がったのは、「無理をさせ、無理をするな、と無理を言う」というサラリーマン川柳が以前ありましたけど、ほんと学校現場はそんな感じですよ。うちの先生たちは、校長何言っとるじゃろかと思って聞いとるんかもしれん。あれせえ、これせえって、いろんなこと言われますけど、全部するのは現場ですから、同じ人がやるんです。最近も学校現場が大変っていうニュースはちょこちょこ出てきます。

今回のことについて言っても、文科省がそんな細かなことを言ってるわけじゃないんであれば、大竹市教育委員会とすれば、このことについてはこんなふうにやりますっていう、現場で、ほかのまちがやっというがいが、ルール範囲におさまるんだからこういうことをやってみよう。そしたらどうい結果が出るか。そのことを見て、だめならやめるか、方向転換するか、よければさらに拡大していく。今回の武雄っていう佐賀県のまちが、全校にタブレットを配っているって知りました。その教育委員会の人、議会に理解があるんですっておっしゃってましたけど、議会が反対っていうたらなかなかできないでしょうけども。武雄市が潤沢な予算を持つてる自治体ではないような気がしますが、4,000台ぐらい買ってましたね。それがどういう成果を生むんか、それはわかりませんし、そこにはパソコン教室がないのかあるのか、それも知りませんが、やはり教育委員会という組織があって、そこに一定の権限が与えてある以上、こんなことやってみようやとか、あんなんやってみんかとか、それはだめよも含めて、もっと方向性を示してほしいんですよ。それはまちの魅力かもしれないし、まちのいろんな活性化に役立つことだと思いますから、周りを眺めて平均的なことだけやっていたら、大竹市の存在感が埋没してしまうような気がしますから。

今回、タブレットとか、パソコン教室もそうですけども、基本的にどう考えて、どっち方向に行こうとされているのか。ちょっと教えてほしいんですよ。正直言いまして、この前、量販店でカードをつくれって言われて、普通だったら紙に書くんですけど、タブレットに書かされました。こんな時代なんだと思いましたけど。もう機械はどんどん侵食しているというか、進出しているというか。身の回りにそういう機械化の波は押し寄せてますよね。そういう中であって、子供たちも多くの子が、中学校くらいになるとタブレットはどうか知りませんが、スマホ持つてる子はたくさんいると。一方で持つてない子もいると。そういうときどうするかちゅうのがあるじゃないですか。そのとき一斉に与えてしまえば、タブレットを持つてることを前提に物事ができるんですね。今だったら先

生が、初歩的なことを言うと、うちにあるって絶対思いますよね。ない子から見たら、初めてです。でも、学校でかかわるわずかな時間で、それを習得するのは難しいですから。それこそ、こうやったらああなるっていう初歩的なことで終わってしまう。例えば、写真を撮るとかいう話も玖波小で聞きましたけど、確かにタブレット、写真撮れますよね。一番簡単な使い方です。だから、それは悪いわけじゃないけども、もう一步踏み込んだら、ああいう機械のある意味すばらしいところとか、怖いことでもあるんですけども、ほんとの力を感じることが出来ますよね。今は入り口でお茶を濁してるだけだろうという気がします。そういうことも踏まえて、教育委員会、これやりたいんだって言ってほしいなと思うんですが、何かあったら教えてください。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 市教委としてのICT教育の方針とか、そのあたりをお話をさせていただけたらと思います。

まず、学習指導要領のほうでは、例えば小学校では、コンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しむということ。文字入力するなど基本的な操作、情報モラルを身につけるといようなことがうたわれております。そのあたりを踏まえまして、大竹市としては大きく2点、まずはこういうことをということを考えております。

一つは、教科等の学習の目標を達成するために、各種のICT機器の特性を理解をした上で、この機能を使う方法がぴったりと、教科の目標達成のためにICTを使った学習がぴったりというところで活用してもらおうということが一つと、また、そういった学習を進めながら、発達段階に応じてICT機器の操作になれ親しんでいくと。こういうことを目指す授業を行うということが教育委員会としての方針でございます。そのために、パソコン、タブレット等の特性を理解した上で、計画的に学習に活用していくことが重要であると考えてます。

議員さんおっしゃいました該当の小学校なんですけども、旧校舎にもパソコン教室がありましたので、新校舎に建てかえた際に従来からあったパソコンを移設したというところなんです。さまざまな背景があって、余り使っていないという学校の話があったかと思うんですけども、一つは、その学校にタブレットが導入されたということで、これまで使用していたパソコンよりもタブレットを活用した授業に積極的に今取り組んでいるというような実態が一つあるようです。市内の小中学校全てにパソコン教室はあるんですけども、パソコンの特性として、文字入力、文書作成、そういったことが学習に有効に活用できるということで、引き続きパソコン教室を設置しているということです。

その他、タブレットのない学校は、例えば総合的な学習の時間にパソコン教室を使用して、どういう学習をするのか。総合的な学習の時間の年間指導計画に記載していると、そういった学校もあります。11月の状況を聞いてみると、毎日のように学年、学級がどっか使っていると。もちろん、その時期の学習内容にもよるんですけども、パソコン教室が混む時期もあれば、余り混まない時期ももちろんございます。例えば6年生であれば、総合的な学習の時間でプレゼンテーションソフトで調べたことや考えたことをまとめて表現すると。参観日でも発表したというようなところもあります。

教育委員会としましては、パソコン、タブレットなど、それぞれの特性をより学習に役立てられるように機器を整備すると。これはお金の問題もあるんですけども、機器を整備していくということと、あとは研修ですね。例えばICT機器を使った公開授業、これをもとに市内の小・中学校の教職員で集まって協議をします。ICT機器が、こういうところを使えば有効に活用できるというところも進んで協議をして、ICT教育が進むようにしていくということが一つと、あと学習の内容に応じて計画、計画がないとなかなか実施できませんので、該当の小学校の校長とも話したんですけども、やっぱり計画は要るねと。全体計画があつて、ICT機器を活用した教育において、小学校卒業段階でどういった力をつけるのかとか、低、中、高でどういった力をつけるのかとか、そういった計画は要るなということで、そのあたりも今後話を進めていきたいというような段階でございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ありがとうございます。私が議員になったころは、学校の先生方に1人1台パソコンがないということをおっしゃいました。あのころ、ICTに近い話ですけども、富山県のほうに視察に行った記憶がありますけど、その学校ではクラスに置いてある、それから教職員室に置いてある。目的があるんですよ。もう1台あつて、担任の先生の場合、1人3台パソコンがあつてありますっていうのが、富山市の中の中学校でしたけど。今はそんなことないでしょうし、パソコンも安いですから。タブレットなんかも子供に与えるっていうことを今、そういう意味で話をしているわけですけども。先生方が使い方を知らなかったら何にもならないと。もちろん先生、タブレットも買えないような給料をもらっているわけじゃないと思いますが、ただ、仕事に使うわけですから、私的に使うのはもちろん購入しようが何しようが自由ですけども、先生方のパソコン、タブレットっていうのも今ないんですよ。支給したタブレットはないわけですね。その辺もひょっとしたら、ある意味じゃそれが第一歩かもしれませんよね。その辺も含めて、前向きにやってほしいなど。いい結果が出てくればおもしろいじゃないですか。教育っていうのはすごく夢のある世界ですから、ぜひ夢っていうか、それに向かつて頑張ってもらいたいという気はします。

さっき6年生、栗谷小学校の話なんですけど、これ、私の勝手な思いですけど、6年生1人っていうのはすごくかわいそうな気がするんです。例えば、その子が小方小学校に行きたいって、そうか、選択だったら勝手に連れて行けてことになるんですけども、もし休校になったら、行政のほうでしかるべき学校に行くための足を提供するんだと思います。でも今回、地元の意見を受け入れて学校を残すことになったわけですけども、例えば、世の中にはいろんな人がいますから、栗谷小学校に6年生が1人いますと、誰か栗谷小学校に行きませんか。どっちみち6年生やったら1年で卒業ですよ。地元が反対しました、だからやめました。丸。じゃなくて、地元が反対する気持ちはよく理解しましたと。でも6年生が1人おるのもかわいそうですね。地元の協力も得ながら教育委員会も頑張つて、少なくとも栗谷小学校はいずれ休校にしようというふうに教育委員会考えているんで



しょうけども、その過程において子供たちが不十分な環境に置き去りにされないように、誰か1年間、内地留学じゃありませんけども、大竹市内のどっかから栗谷小学校に行ってみたい子供さんいませんかって。そしたら、そういえば何とか小学校に、何となしに居心地の悪い子供だっているはずなんです。うちの子、本人も行くって言うから、1年間を栗谷に通ってみますと。その子を公費でもって交通手段を提供して、栗谷小学校に行ってもらえば、そこでガラッと変わりますよ。1人と2人だったら、話す相手がいるかいないかの違いですからね。ゼロと100の違いがあるわけですよ。そのぐらい、こっちの交渉がだめだったら、じゃあ知らんじゃなくて、じゃあ探しますと。地元の方もそんな方がいるかどうか当たってもらえませんか。一緒に探しませんかって。何やるにも地元の人とガチンコじゃだめなんですよ。同じ方向を向いて、我々はこう目指しますから協力してもらえませんかと言えば、協力体制ができるんですよ。そうすると物事はよくなるんですよ。学校で何か不都合があるじゃないですか。そしたら公立の学校、公立じゃなくてもそうですけども、隠すわけです。隠すと、もうガチンコなんですよ。それをなぜそうなったかっていうことをオープンにしてやれば、ガチンコで向かい合ってたはずの人が同じ方向を向くんですよ。そしたら物事いい方向に走り始めるんですよ。その度量の問題ですよ。もちろんそんなことを言っても、誰もいないかもしれません。その可能性は高いかもしれませんが、そこまで頑張ったんよって言えば、それはそれで、私は声をかけて、その結果を知るだけでも一つの発見というか、経験になるじゃないですか。小さい学校もなかなか大変だと思います。この前もらった資料で吉舎町の安田小学校、それから百島ですかね。あそこを聞いてみましたが、あのあたりはそれなりにうまいぐあいに六、七人ぐらいの子供さんが6学年にばらけてました。栗谷だって、ことしの4月に毎日新聞が栗谷小学校を特集した記事、新聞に出してましたけど。5、6年生が固まってるわけですから、非常に何的っていうんですかね。家庭的というか、牧歌的というか。でも、同じ年齢の近い子供が4人いて、そこに先生方がいるわけですから、大規模校とは違いますけども、小規模校のよさが発揮できた1年だったと思います。それが来年はスプリットといいますか、ボーリングでいうたら両サイドに分かれるわけですから、非常に困難ですよ。ぜひ何かしてほしいなって。地元が何を言おうが、教育委員会が何を言おうが、私はそれはいいんですけども、私の個人的感覚からいうと、ひとりぼっちになる6年生のことは痛いほどわかります。その痛みがわからなかったら教育は務まりませんから。ぜひ、その辺は考えてやっていただきたいなと思います。何かあったらお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） まず、議員さんおっしゃるとおり、例えば休憩時間とか1人で、同学年の子供はいませんので、同学年の子供と過ごす機会というのは物理的にはないということで、教育長の答弁に少しありましたけれども、小方学園の交流事業、交流する日を今現在1学期に1回ということで行っておりますけれども、例えば月に1回にしてはどうかとか、せめてそういった交流の日をふやすというようなことは今、校長とも来年度に向けて話をしているというところです。実際に行くとしたら1時間目は移動の時間になりまして、2時間目から6時間目まで合同で過ごす。体育ももちろんやりますし、国語

も算数も学習進度を調整しながら授業すると。特に社会見学も一緒に行ったりもしています。あと休憩時間、今まで昼からの校内研修があるときに一緒に連れて行って、先生方も一緒に研修をしてというような1日の一部の交流が多かったようなんですけども、それでも。今後は丸一日ということで、休憩時間なんかもそういった人とのかかわり方とか、人間関係をつくる力とか、コミュニケーション能力をつくる力とか、そういったことも視点としながら休憩時間も過ごさせる。あと給食時間とか、そういう時間ももちろん協力とか分担という、そういう力もつけていかなければならないというところで、集団生活ということで少しはそういった形をとろうかというふうに、ふやそうかというふうに考えております。

で、あと栗谷小学校に来てもらうということで、1つは学校選択制度、今もう締め切りが終わりましたけれども、それぞれの学校の魅力をガイドブックに記載して、配って募っているわけですが、やはりことしも栗谷小学校へという希望はございませんでした。主なものが、自宅の場所の関係とか、保育所の友達がその学校に行くからとか、兄弟がその学校に行っているとかそういった理由が主なんですけれども、それはございませんでした。そういった取り組みもしているんですが、ないということ。

で、あと地域との話し合いについてなんですが、例えば11月の地域説明会でさまざまな御意見をいただきました。例えば、存続を望むということなんですけれども、栗谷地域の人口、子供の数をふやすための行政の努力が見えないとか、沿岸部からバスを走らせて通学手段を確保して、栗谷に通いたい子供を連れてくるべきだとか、あるいは学校に行きにくい子を栗谷のほうにというような御意見、そういった栗谷への通学に関する御意見も幾つかありました。

で、特に通学手段についてはちょっと考えていくところは考えていくということで、そこで説明したんですけれども、ちょっと持ち帰らせていただくものもありまして、そういった意見を聞きながらできることはできると、ちょっとできないことはできないということもあるんですけれども、ちょっと慎重にそのあたり検討して、合意形成というわけではありませんけれども、地域とのやはり話し合いを続けて継続していくということで、何か活路を見出していきたいなということを考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ありがとうございます。

やっぱりある段階において、大胆に一步踏み出す場面がないと、ものってまとまりませんから、それは条件丸のみしたら相手はノーって言いませんからね。だからいろいろあるんでしょうけれども、何はともあれ子供たちの教育っていうことを主眼に置いた立場ですから、そこは、そこにおいてであればかなり大胆なことを言っても、多分市長のほうは言うことを聞いてくれるんじゃないかと思えますけども、予算的にですよ。

だから今のさっきの話も、沿岸部からただ来てくださってというのはないかもしれないけど、送り迎えしますよって言えば条件違いますから、だからそんな例が他のまちとかであるかどうか知りません。知りませんが、昔アメリカでいえば、黒人と白人の地域があ

って、強引にバスで白人を黒人の地域に運ぶ、黒人を白人の地域に運ぶってことをやったケースがありますよね。だからいろんな意味で、ないことでもないかもしれませんが、ちょっと大したお金が要るとは思えませんから、何かあれですね。

それと、どういう状況になったらこの学校を閉めますからねっていう、来年閉めるというんじゃないくて、将来に対して基本的なスタンスというか考えを示しておかないと、例えば6年生1人で小学生、1年生が2人で、それでも存続したいよねっていうたら、本当に最後の1人になっても、地元が反対したら何もできないってことにもなりかねませんし、やっぱりそこところは総合的に、何というか、保護者なり子供なり地域の人に協力を得やすいようにしておかないと、急に手のひらを返してだめですって言ったら、それは人間反発しますからね。その辺も踏まえて、子供たち第一でやってほしいなと思います。これ、要望です。

終わります。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） ありがとうございます。

教育委員会としても当然、未来を担う子供たち一人一人のことを大切にして、また子供たち一人一人に力をつけていくということを第一に考えております。栗谷小学校につきましても、今までの保護者説明会、そして地域の説明会においても、子供たちが知識・技能を学ぶだけでなく、やはり集団生活の中で培っていく力っていうのが極めて大切なんだっていうことを言わせていただきましたけれども、現時点では非常に難しい状況にあるということで、30年度については存続という形で今いるということでございますが、日域議員さんおっしゃられたように、やはり集団の中でついていく力っていうのは大きいものですから、早期休校の方針は変わらず、これからも粘り強く協議を続けていきたいというふうに思っています。

で、6年生1人の子供について話題になりましたけども、この子が本当に不利益を生じないように、これからもたくましく生きるように、我々もその子供の声、そして保護者の声、そして学校の声、地域の声、しっかり聞きながら、どうあればよいのかということを考えていきたいというふうに思います。子供一人一人を大切にするというこの視点は必ず守ってまいりますので、また御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時10分を予定いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時05分 休憩

13時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。よろしく願いいたします。

一般質問を続行します。

続いて5番、西村一啓議員。

〔5番 西村一啓議員 登壇〕

○5番（西村一啓） 5番、大竹新公会、西村一啓でございます。

私は、一昨年から私自身の政策の1つとして取り組んでまいりました、中山間地域での安心で安全な暮らしをテーマに今日まで取り組んでまいりました中で、本年第1回、第2回の本会議でも質問いたしました。本日も一部重複した点があるやもしれませんが、その点はお許しを願いたいと思います。

初めに、中山間地域の安心安全の暮らしの中で、以前から地域住民が言われています本市の中山間地域の山林開発問題。特に現在、栗谷地区の広原では、山林開発に伴い、以前からの工事が現在はストップしています。しかしながら、今後これがまた再開されるという場合におきまして、この開発地域に搬入される建設残土による地中への雨水等の浸潤等での、地域住民の生活飲料水として利用している井戸水の安全管理検査体制や、工事に伴う栗谷友田間の県道を利用した搬入車両等の交通上の安全対策など、幾つかの問題が再び起こる懸念が考えられ、地域住民の間でも心配をしています。問題の地域が大竹市及び廿日市市にまたがることでも、行政側として大変と思いますが、改めて開発強化や搬入、認可等の問題につきまして、地域住民としては本当に心痛んでおります。

本市として、廿日市市との近隣市町との連携で、地域住民が安心して暮らせるよう、その対策について以前からいろいろ言われてまいりました。しかしながら、地域住民がはわからずして山林開発が行政側から行われ、また開発の申請書類等が法的に通れば問題なく開発がされ、また途中で他の業者に転売され、どういう開発になっているか経過すら知らない地域の住民は、非常に問題視し、また不安視しておるのが実情でございます。

こうしたことにおきましても、以前から情報不足や工事状況等の説明不足も、住民として不安があり、従来から再三再四にわたりまして地域住民からの要望も出ていると思われませんが、また、地域の栗谷自治連合会からの要望等も以前からあると、地域住民からお聞きしております。

さらには、中山間地域の開発等に加え、戦後大竹市は、合併以来63年余り、大竹市は広島県内では単独の市政を行っております。そして、大竹市民の生活の水といえますか飲料水の源が、最近開発されました八丁のアーチ式ダムでございますが、そこに流れる河川、玖島川から、それから広原川、いろいろな河川、また地域の山林の谷間を経由する小さな河川についても、最後流れつくところは八丁ダムでございます。こうした面からいたしましても、地域の開発、特に浸潤等による埋蔵物のそういうもろもろの不安なものは、地域住民で暮らす栗谷地区の人、特に心配をしているのが実情でございます。

こうしたことにおきまして、現在も多く地域で飲料水として利用しております上水は、全てがポンプ式といえますか地下水に頼るところでございます。こうした面から考えれば、本市も大いに水源の恩恵は受け、生活上必要な水を八丁ダムから供給していることはわかりますが、そのまださらにさかのぼったところの水質の安全保全というものは、非常に重要なものと考えられます。

また、山林開発による河川や伏流水への影響を考えれば、単に山林開発だけの問題では

なく、大竹市民の生活上に欠かせない必要な飲料水の安全対策も、本市全体で考えて重要と思われます。特に最近では、こうした飲料水について、一部の地域では井戸の掘削も改めて必要な場所も出ているとお聞きしております。

こうしたことから、市内各地域での上水道が完備されていない地域の住民には、これからも水質検査等個人の負担も多く、また必要な場合の井戸の掘削等で、高齢化で年金暮らしをする住民にとっては大変な負担となっているのが実情でございます。

さらには、市内で別の中山間地域も山林開発が進んでいる動きも出ております。こうした中で、天候的な集中的大雨による雨水等で、山崩れ、あるいはそういう自然災害等はなく、私自身は人災と考えておりますが、そうした山林開発の地域での影響が、非常に地域で暮らす人たちにとっては不安な種となっているのも、言うまでもございません。

こうしたことにつきまして、今後大竹市としたら、中山間地域の住民に情報や行政側からの指導、情報等を知りたがっている住民にどういう方向で知らせるか。こういう問題のほうは、単に山林開発許可云々よりは、住民としては非常に不安な材料でございます。

今後大竹市として、こうした開発事業について取り組み方法や、近隣市町との連携強化策、管理監督等についてどのように対応していくかをお尋ねいたします。

続いて2つ目でございますが、以前質問させていただきました中山間地域の合併浄化槽の問題についてでございます。

栗谷地区は、農業集落排水事業による下水道処理方式と、あるいはこの排水事業に距離的にも地域的にも加われない地域の住民は、合併浄化槽による個人負担の費用等の関係資料を作成した上で、比較表による調査について、私がお尋ねした中で、中山間地域の住民から、最近大竹市からアンケート用紙が送られてきたと各自が回答し、そしてまた自分自身のそういう資料等も添付して、市のほうに送付いたしましたということをお聞きしました。非常に本市の早い取り組みに、担当職員の努力に、改めて感謝を申し上げます。

また、今後このような調査結果に基づき、本市としてどのような対応を考えていくのか。また、あわせて、現在使用しています中山間地域の住民が、今後耐用年数にかかわる交換工事等への費用負担についても、本年10月の市民会報で記載されておりました新規等についての補助費等が説明されております。更新の場合の取り扱い及び、最近では、更新費用が高齢者で年金暮らしの方には費用負担が大きく、地域の問題として出始めております。これらの対応も含めて、合併浄化槽の設置基準の見直し等のお考えがあればお尋ねしたいと思っております。

また、なお、農業集落排水事業を利用している住民と、個人で合併浄化槽を利用している住民との比較が出てきた場合の結果について、格差が著しい場合は本市の取り組みについてどのように進めていくのか、お願い、あるいはお尋ねすると同時に、せめて栗谷地区農業集落排水事業利用者の住民と同じ程度の負担率で、栗谷、他の地域はならないかも、あわせて御質問を行います。

以上で壇上の質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 日々、地域に出向かれまして、隅々にまでしっかりと目を届かせ、地域の声、市民の皆さん方の御苦勞をしっかりと届けていただき、ありがとうございます。

それでは、西村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中山間地域の山林開発にかかわる水質・建設土砂・搬入・崩落等への取り組みについてでございます。

中山間地域において山林開発を実施するには、法律や条例などの規定に基づく手続が必要になり、一定規模を超えるものについては許可が必要とされております。1ヘクタールを超える規模の場合、森林法に基づく林地開発にかかわる許可が必要とされ、都道府県がその許可権限を持つことになります。許可権限は、市町村に移譲される場合もあり、廿日市市は広島県から移譲を受けております。そのため本市に隣接する廿日市市地籍の山林の開発の許可は、廿日市市が対応することになります。

また、土砂を埋め立てる区域の面積が2,000平方メートル以上となる行為には、広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく許可、そして調整池などをつくるために河川や水路を施工するには、広島県普通河川等保全条例に基づく許可が必要となる場合があります。廿日市市地籍の山林においてこれらの行為を実施する場合も、廿日市市の許可が必要となります。これらの法律や条例に基づく申請に対する許可に当たっては、当然のことながら土砂の流出や崩壊、水害などの発生の恐れがないことなども条件とされており、許可申請の審査においてそれらの対策を精査し、判断することとなります。また、林地開発にかかわる許可が必要となる行為の許可申請があった場合には、許可権限を有する自治体が直接影響を受ける恐れのある隣接する自治体に対して、必要に応じて意見照会を行うこととなっております。紹介を受けた自治体は、土地利用計画に即しているか、防災や環境の保全、水の確保に問題がないかなどの観点から意見を回答し、必要となる対応を要請することとなります。

西村議員の御指摘のとおり、現在栗谷地区において大規模な山林開発が計画・実施されており、住民の皆様への不安、心配といった声を伺っております。これらの行為に対して、本市には実質的な許可権限はありませんが、林地開発地の行政管轄、区域のいかんを問わず、住民の安心安全が脅かされることのないよう、許可権限を有する県や廿日市と密接に情報を共有し、連携して対応するよう努めているところでございます。

また、開発業者の情報が住民の皆様になかなか行き届かないというお話も伺っております。情報が無い、連絡がないということは、市民の不安や不信を助長させるものでございます。開発業者に対しては、地元住民に誠実な対応をするよう要請しているところであり、市としても職員が積極的に地域に出向き、住民の皆様の生の声を聞くよう努力していきたいと思います。

いずれにいたしましても、中山間地域の山林開発に際しては、地元の皆様の暮らしが守られることが大前提であり、その上で御理解をいただくことが不可欠でございます。このことを第一に考えて努力してまいりたいと考えています。

次に、合併処理浄化槽等、生活環境への今後の取り組みについてお答えいたします。

初めに、本年3月定例会におきまして、浄化槽設置者に対する維持管理などに要する経

費の負担軽減への取り組みにつきまして、西村議員から御質問いただきました。その際、浄化槽設置者に関する維持管理などの実態につきましては、市単独での実態の把握が困難であることから、浄化槽設置者に対して実態調査を行った上で、市での対応の可否などを検討させていただく旨の答弁をさせていただいております。

このため、11月中旬に公共下水道農業漁業集落排水処理施設の計画区域外の浄化槽設置者及びくみ取りによる処理者を対象に、約320世帯に対して、設置している浄化槽の種類や規模、維持管理などに要する経費などを調査項目としたアンケートをお送りしたところでございます。

なお今回のアンケートは、回答期限を本年12月末としており、現在、順次御回答をいただいている状況です。このため、浄化槽設置者の維持管理などに関する実態の把握には至っておりません。現時点で、今後の具体的な方針や取り組みなどについてのお答えができませんので、御了承いただきたいと思っております。今後、回答内容の集計や分析などにより正確な実態の把握を行った上で、浄化槽設置者と公共下水道及び農業漁業集落排水処理施設利用者との、維持管理などに要する経費を比較いたします。浄化槽の設置に係る経費も考慮の上、負担の公平性の観点から、対応の必要性や具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、西村議員の御質問への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（細川雅子） 西村議員。

○5番（西村一啓） 一、二の回答をいただきました。

くどのように申しわけありませんが、改めて御質問を二、三させていただきます。

まず1つ目の山林開発についてでございますが、先ほど回答いただきました開発等云々という話と行政側のとるべき姿、そういう形はわかりましたが、実は地域住民は、開発がされる、あるいは開発地に土砂が搬入されるという問題だけではなく、先ほども御質問の中でお話をさせていただきましたが、誰がどのように、どういうふうにするかという情報が、意外と地域に伝わってないんです。それで私どものほうの、本市と申しますか、大竹市の立場でいえば、許可者でないのどこまで立ち入るかどうかということで、今まで現地では答弁してきたと思うんですが、最近特に、名前を出して失礼なんですが、土木課の職員なんかは、非常に多く地域に出向いていっております。これは地域の住民にとっても非常に安心するか、しっかり対応してくれとるということはわかるんですが、ただ問われた場合に、地域の住民からしたら、大竹市がみんな許可をしたりいろいろ申請等についてというふうに勘違いしておる場合もありますので、今後、この今言われました山林開発、特に山林開発の許可制度は、森林法第5条に規定されている区域の中であるか、またはそれに伴う認可制度の対象となる開発行為、土地面積は先ほど市長が言われました2,000平方と同時に、1ヘクタールを超えているかというもの、あるいはまた搬入についての道路につきましても、路肩屈曲部退避所、避難所、また必要な拡幅部分を除く、幅員が3メートルあるかという、いろんな基準の規定がある中での許可申請ですので、これらが一応国・県・市から出た場合に、地域住民に申請者が開発許可証の写しを提示するだけでもう開発が入ってしまいますので、今後こうしたものを、特に本市としては、周辺がみんな大竹市

の場合の中山間地は、飛び地が多い関係で、廿日市の市域が物すごく多いんですよ。だからそういう意味では職員には大変苦勞をかけると思いますが、そういう今後の対応をどういうふうにするかということが1点。

そして、地域の住民は、自治連合会を通じて市のほうに要望を出してきとると思うんですが、私の聞いた範囲内では、地域の住民としては4つの項目を、特に開発業者のほうに提示しているということをお聞きしております。

詳しく言えば、1つ目は地域での災害防止。ことし8月でしたか、全然全く違う廿日市市域の区域であります。嵐谷の土砂災害。それから、2番目に地域の水害防止、これも同じようなものでございますが、3つ目には、先ほどからくどいように申し上げます地域の水の確保。これは単なる山水、あるいは河川の水だけではなしに、下流域に防鹿の水源地というものを控えている以上は、大竹市の水は非常に飲みやすくおいしい水だということで、近隣にも飲料水として供給されてますし、また工業用水等もいろいろ市の財政のプラスになる一つの元でもあります。そして最後は地域の環境保全ということ、現在開発業者のほうに提案しておりますが、現在のところ開発業者からは回答はございません。非常に業者のほうは困つとると思うんですが、このまま開発されなければ問題ないんですが、実は既に十何年前から開発された現在地、特に広原地区につきましては、業者が3転、4転、変わってます。話に聞けば、大きな金額も動いておりますし、そうした意味では、また引き続き開発されるものと思います。特に工事をとめてくれとかそういう意味は、先ほども市長の答弁にありました森林法に基づく法律の中で行えば、とめる理由が出てないということも考えられますので、これからは地域住民に、そうした流れ、情報等を速やかに伝えることをお願いいたしたいと思います。

これについての本市のお考えをお尋ねいたします。

○副議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（高津浩二） 山林開発に関係しまして、地域の住民に情報がよく伝わってないということでございます。

そうした中で、先ほど市長のほうで答弁しましたように、大規模な山林開発、1ヘクタール以上につきましては、実は大竹市の山林であっても、これは県が許可を持っております。そうした中で、県との事前に協議を開発業者が進めておりますので、そういった情報が市にも入ったりします。開発業者が事前に市に対していろんなことの情報提供といひますか問い合わせに来ますので、そういった機会をとらまえて、地域のほうによく事前に話をしておくようにということを我々も口を酸っぱくして言っております。そうはいいまして、なかなか地域の皆さんにとっては何をしようかわからんとか、そういったいろいろなお声を聞きますので、我々も県からの情報とかそういった話し合い、開発業者が地域で説明会をすれば、そういったところにも顔を出しながら、地域の皆さんの意向を踏まえて開発業者にそういった要望をしたり、そういったことで対応しているのが実情でございます。今後もそういった、できるだけ地域の実情に沿って地域の意見を踏まえて、開発については地域の方の不安や心配がないように、また進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。



○副議長（細川雅子） 西村議員。

○5番（西村一啓） ありがとうございます。

中山間地の開発につきましては、今後も地域住民の不安に対する対応を前向きに考えていくという御回答でした。また、地域住民も安心安全な暮らしができることが、現在中山間地に住んでいる皆さんの大竹市につながるものと考えております。

以上で1つ目の質問は終わりいたします。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

先ほどから申しました中山間地の合併浄化槽の問題につきましては、市長の答弁の中にもありました、11月に市からアンケート用紙が送られ、そして自分たちは自分の支払っている事業者に対する明細等、また頒布された文書等をつけて市のほうに送り返していることを、私も地域の各地域からお伺いいたしました。できる限り100%の回答で、100%に基づくデータが欲しいということは市にかわりましてお伝えしておりました。今月末までに送られてくるものと思いますが、それにつきまして2つほど御質問いたします。

まずアンケートの集計後、まだ今、集計はされておる途中ですので結果が出てないと思いますが、想定の中でこの集計後の対策について本市としてはどのように考えていくのか、またどのように計画していくのかをお尋ねいたします。

○副議長（細川雅子） 環境整備課長。

○環境整備課長（田中英徳） アンケートにつきましては、先ほど市長が申しましたように、320世帯に対して発送しておりまして、現在3割程度が回収されております。で、この中でやはりその施策につきましては、まず負担の公平性、これを前提にということになりますので、公共下水道あるいは農業漁業集落排水、これにかかわる維持管理費。で、下水道につきましては従量制、農業集落排水については定額制という中で、非常に維持管理費の比較というのが難しい中で、これらについて実際に今かかっている保守点検、あるいは清掃、あるいは法定の検査費用、これらの額との比較をする中で分析し、施策として必要であれば、例えば維持管理費の一部補助であったり、あるいは法定検査の費用であれば一定の浄化槽の規模によって定額となっておりますので、この一部なりを補助するとかそういったこととあわせて、議員のほうから御質問がありました、現時点では合併処理浄化槽、既設のものを更新する場合にも補助の対象としておりませんので、これを対象にするとか、さまざまな考え方があろうかと思えます。そういったことを踏まえて、今後の方針というのは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 西村議員。

○5番（西村一啓） ありがとうございます。

先に言われちゃいましたが、あわせて合併浄化槽の更新対策については、10月の市広報にも記載されておりました。新規につくられる方には補助の枠があるんですが、現在もう平成3年、6年ぐらいから設置されておる合併浄化槽は既にもう20年を経過し、そろそろ更新時期に差しかかる。調査対象が320世帯といわれますが、これらが一気に更新時期をもし迎えるとしたら、本市としての予算的な面とか、あるいはまたこうした申し込みの数に

対する一時期に十分対応できるのか、あるいはまた年度を分けてするのか、やはりこういうことも本来は、今回合併浄化槽の調査アンケートを出した住民には非常に興味が大きい問題であります。

そして、つけ加えて申しますと、同じくこういう問題について故障が発生したとか、直さなくてはならないということを二、三、山間地回ったときにお聞きしますと、大変悲しい話ではございますが、あとわずかでもうここに住めなくなりますという年寄りあるいは家族の声を聞きますと、やり変えていただけませんかということもあわせてお願いするんですが、非常に微妙な回答が返ってきます。こうしたことも含めて、市としては合併浄化槽の更新に伴う設置基準の見直し等も含めてどのように考えているかを、もう一度お尋ねいたします。

○副議長（細川雅子） 環境整備課長。

○環境整備課長（田中英徳） 1点目の予算面についてですが、今年度予算で申しますと、5基、約400万円予算計上しておるところです。現在、来年度予算の編成作業をしておりますが、来年度においても同額をとということで、予算計上する予定としております。合併処理浄化槽の設置に関する補助金、この制度については、これまでも事あるごとに周知をさせていただいたつもりではあります。したがって、過去の実績等を踏まえた場合に、来年度予算について議会のほうで御承認いただけるということであれば、十分に交付申請に対して補助がなされる額であるというふうに考えております。

2点目の設置基準についてですが、浄化槽の設置基準、これについては日本工業規格、J I S、これが建築物の用途別、これに応じて設置規模、基準について定めております。このうち専用住宅、これにつきましては、延床面積、これに応じて処理対象人員、これを定め、この処理対象人員に応じて浄化槽の規模を決定するというようになっております。しかしながらただし書き事項がありまして、実態、現状の実態が過去にその浄化槽を設置したときよりも人数が少ないということであれば、その実態に応じて合併処理浄化槽を新たに更新する際に、大きくしたり小さくしたりすることができるということになっております。したがって、現在高齢者世帯になりましてお年寄りの方が1人で住まわれているということであれば、最低限度の5人槽にということで更新、小さい規模のものにすることができますので、そのことによって設置費用、維持管理費等の軽減が図られるかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 西村議員。5回目です。

○5番（西村一啓） 御回答ありがとうございました。

まだアンケートの結果が出てませんのでそれ以上とやかく質問はできませんが、今後も中山間地域で暮らす地域の住民の快適な生活と申しますのは、今の合併浄化槽が快適かどうかわかりませんが、水質の面、あるいは衛生面からしたらこれが現状ではベターかと思えます。こうしたことで、ひとり住まいの方であっても必要なものですので、十分に今後も対応していくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（細川雅子） 続いて、16番、山本孝三議員。

山本議員、着座で質問していただいて結構です。

○16番（山本孝三） せんだって足を痛めまして、先日も児玉議長には事情をお話しして、自席での質問を許可いただくようお願いをしたところ、正副議長を初め、先般の議会運営委員会でも状況を考慮していただきました。また、きょうもこうして議場の皆さんにはいろいろお気遣いをいただきまして、ありがとうございます。今期、会期19日までありますが、できるだけ私も会議には出席して、意見も述べ、要望事項もあればあるようお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質問に移らせていただきます。

最初に、国民健康保険事業の広域化の問題が差し迫ってまいりました。新年度からいよいよ市町村の単位事業が県単位に広域化されるということで、鋭意、行政課なり関係機関の間ではその準備が進められておると思うんですが、いまいち我々のほうには、具体的に県単位になったら被保険者のほうにはどういう影響があるのか、市町村の役割はどこまで皆保険を守り、安心して医療が受けられるような皆さんの思いに答えることができるのか、こういったことについてなお心配が残るわけですが、そういったことで、端的にこの場でお伺いするのは、県が市町村ごとに標準保険料率を示すと。それで、この率が示されると、そのことが大きな要素となって保険料に反映して、イコールその被保険者の負担につながるというふうに言われてきたように思います。それで今まで県段階の協議会の席で、保険料率がこういうふうに決まったと。それで保険料が3%ぐらい上がるんじゃないかというふうに説明されたり、またあるときには、また改めて県のほうの試算による保険料率がこういうふうになろうと思うと。そうならば保険料負担額が5%ぐらい上がるだろうと思われるというふうに、この保険料率そのものの設定、どこを何を根拠にはじくのかそこもよくわからんですが、要するにこの標準的な保険料率を県が決めると。それで決めれば、そのことが大きな市町村に対するその保険料の負担をはじく上での基本的な目安になるというふうに言われるんですが、この保険料率というのは現在、どうなりました。既にもう12月ですからね。新年度からその新しい体制に入る。保険料も決まって、我々とすれば3月の議会になって、やれそれやれそれその県が決めるいうんでかけびこませるようなことになったんじゃ困ると思うんですね。

ですから、決まるんなら決まるように、その過程での具体的な問題については、我々自身も含めて市民の皆さんにも理解してもらえようような説明の場を、十分やっぱり持ってもらうことが大事だし、そのことを踏まえて、我々もこの広域化についてのそれなりの意見なり、また要望なりが言えるわけであって、わけがわからんのに県のほうで決めたんじやと、市もゴーサインしたんだというようなことで、もういや応なしに議会が決めるということになったんじや、申しわけないと思うんですね。

それで、きょうのこれ、中国でしたかね。この12月7日の県議会に、県が国保料を統一するというこの新聞記事が中国新聞の朝刊に出ましたが、そういう運びになっても市町村の段階、この大竹のその議会にはそんなのの説明は何もないということで、わし自身が非常にこれまでの約束どおり、その都度の説明はするというのでお願いしてきた事柄が、

既成事実だけが先行して、我々は後追いでいや応なしに認めたんだというようなことになるんじゃないか、これおもしろくないと思うんですね。だから、今言いました標準保険料率というのはどうなったかということ、端的におっしゃってください。

それから2つ目に、県が示すこのいわゆる標準保険料率によって、この納める納付金まで決まるんですか。きょうの新聞では、何か所得によって決めるというふうな意味にも聞こえるんですが、どうなります、この県に納める納付金の額は。そこもひとつ、わかるように説明してください。

それから、これまでその市町村単位の事業として、ここについては保険料の付加も保険料そのものも、徴収も、保険給付事業も市がやっておったんですが、この今まで市が行ってきた保険事業というのは、どこが変わるんですか。従来どおりということなんですかね。そこもひとつ、この際、変わるんならここが変わりますよというふうに説明をお願いしたいと思います。

それから、一番皆さんが心配されておるのは、広域化されることによって保険料が高くなるのではないかと。このことを一番心配されるんですね。で、最近の新聞紙上では、この県がはじいたこの試算によると、その1.5倍にも2倍にもなるというふうなことも言われておると。それで、そんなことで広域化がよしというわけには、なかなか我々としてはいいかない。だから保険料というのは具体的にどれだけ上がるのか。これはもう担当者の手元ではわかるとるんじゃないかと思うんですがね。もう、12月ですからね。そういったことを、まず聞かせてもらいたいと思います。

それで、これはヒアリングの際にも申し上げてお願いしておりましたが、最近、払いたくても払えないというふうな被保険者の皆さんが、差し押さえをされて困っておるとか、それから短期保険証で恥ずかしい思いをしておるとか、資格証明で嫌な思いをしているというふうなことをよく聞くんですがね、大竹の場合、直近の例で差し押さえの件数はどれぐらいあるんですかね。

それから今の短期保険証とか資格証明書の発行件数とか、こういったこともあわせてひとつ、この際お尋ねしますので、手元に数字等があればひとつ実態を聞かせてください。

それから、2つ目の問題ですが、土地開発公社の所有地の活用問題について、私なりの意見をこの際述べさせていただいて質問にかえたいと思うんですが、先般、ちょうど私が住まいしている新町3丁目のその土地を、私が自治会長を務めさせていただいた以前から荒れ放題で、草も茂り、近所に随分と迷惑をかけて、とうとうはごみ捨て場になるような状況になって、当時の自治会長さんが市のほうにお願いして、ごみの処分を含めて町内の皆さんにあそこを耕作してもらおうということをお願いできないかということで、畑にするということで、町内の皆さんがこれまで耕作してこられて非常に喜んでこられた時期が長いこと続いたんですが、先般このことについて、土地開発公社のほうから自治会長宛てに、また関係者の皆さん宛てに、私のほうは不勉強で知らなかったんですが、公社所有の土地使用についてという表題で、このたび公社所有地について調査したところ、公社が農地ですね、農地を所有することは法令上好ましくない。このことが判明しましたと。私自身もそんなことが法令に抵触するかというようなことも知らなかったんですが、そういう書き

出しで、したがって、現在町内の皆さんがつくっておられる畑については、農地以外の地目に変更したいと。そのためにいったん耕作をやめて、公社に返してもらいたい。こういう文面が、自治会を初め、私も一応耕作させてもらったんですが、私のところにも文面が届けられました。それで、その後公社の担当の職員に聞いたところ、市内にこれと類似する土地が、いわゆる農地ですね、件数にすれば9カ所あると、こうおっしゃいました。それを取得した時期も違うし、取得目的もそれぞれ違うと思うんですが、要するに好ましくない土地を地目変更してまで今後管理を進めながら、あわせてこの土地の活用を考えるように内部で検討されているんじゃないかと、こういうふうに思うんですが、そこでお尋ねするんですが、この地目を変更するためには、それなりの費用が要りますよね。その費用をかけて地目の変更もしたと。で、現在の農地をどう活用されるということも含めて、公社なりまた市長部局のほうで検討されておるんですか。私はできるだけ早く土地の効率的な活用を図ることによって、公社の今の財政実態なり、また一般会計から利子補給をしているような現状を考えれば、大いに踏み込んだ取り組みをしてしかるべきではないかというふうに思うんですが、そういった思いをこめた質問なので、公社の理事長、市長のほうからあわせてひとつ、内部での協議なり、こういう考えだということがあればあったで、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

第1問は以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員とされまして、その役割を全うされようとするお姿に、頭の下がる思いがいたします。改めまして敬意をあらわしますとともに、早くよくなられて、登壇して御質問される姿を心待ちにしております。

それでは山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、国保事業の広域化についてでございます。県が市、町と一緒に国民健康保険の運営を担うとともに、国民健康保険の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度を安定化させるため、平成30年4月から県単位化されます。保険料算定に影響する標準保険料率、納付金保険料の水準については、関連いたしますのであわせてお答えいたします。12月末ごろに国から確定計数が示される予定であり、これに基づいて納付金額や標準保険料率が確定するため、本日はお示しすることができません。しかしながら、現在広島県では、国から提示された資産用仮計数により、平成30年度の医療費等を推計している段階であり、今月14日に県議会の生活福祉保健委員会で、仮計数による各市町の保険料収納必要額を報告される予定と伺っております。本市におきましても、改めて生活環境委員協議会を開催していただき、報告したいと考えておりますので、しばらくお時間をいただきますようお願い申し上げます。

市町村の役割につきましても、地域住民により身近な存在として、資格管理や保険料の付加、徴収、保険給付、保健事業などを行うこととなります。高額療養費や出産育児一時金などの支給申請や、転入・転出・転居などの届け出は、引き続き市町村の担当窓口での

手続となりますので、被保険者の皆様にとりましては、大きな変更はございません。

また、国保の県単位化に伴い被保険者の皆さんに行っていただく手続はございませんので、制度変更による混乱は少ないものと考えております。制度改革の趣旨や制度の重要性等につきましては、市民の皆様にしかりとお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社の所有地の有効活用についてでございます。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて市の出資により設立された法人で、主に市の公共事業用地の先行取得や事業に伴う代替地の取得を行ってまいりました。しかしながら、地価高騰時代に取得した用地の事業化が進まず、長年にわたり保有したままとなっており、土地開発公社の経営を圧迫していることから、市としても経営健全化に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

まず、御質問にございました、土地開発公社が保有している農地についてでございます。

農地取得については農地法による制限がございますが、例外的に、土地収用法に該当する事業の場合は、農地を取得することができることとなっております。ただし、土地開発公社が土地を取得したのち、農地のまま保有することは、土地取得の目的の意味からも好ましくないと国からの、通達がございました。昨年議会におきまして、土地開発公社の農地の保有に関して御指摘をいただいたことを受け、土地開発公社とは改めてこの状況を解消する取り組みを進めるよう協議しているところでございます。

次に、土地開発公社が取得した土地の状況について申し上げます。

事業用地は、本来目的を持って取得した用地であり、事業のための用地ですので、目的に沿った形で順次買い戻していくのが本来の形でございます。しかしながら、現在の財政状況からすると、一気に目的を遂げるのは困難と言わざるを得ません。このたび補正予算の議案として提案させていただいた公共下水道の新町ポンプ場用地の取得ですが、これは民間の土地を取得しようとするものでございます。この隣地には、土地開発公社が先行取得している事業用地もございます。

このように、少しずつでも事業を進めることで、土地開発公社の保有する事業用地を買い戻していけるよう努めてまいりたいと考えています。また、代替地につきましては、今後売却処分や使用貸し付けといった有効活用を進め、経営の健全化に向けて市と土地開発公社とが綿密に協議しながら、今後の展望を模索していきたいと思っております。土地開発公社の理事の皆様方にもぜひともお知恵をいただきながら、ともに考えてまいりたいと思っております。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（細川雅子） 市民税務課長。

○市民税務課長（池田宗吾） それでは、28年度の差し押さえ処分件数でございます。

件数は25件であります。以上です。

○副議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（野島等） 資格証及び短期証の人数でございます。

短期証につきましては、29年度で177世帯、296人でございます。それと資格者証につきましては、101世帯、171人となっております。

以上でございます。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで今、市長から、国保の広域化についての基本的な考え方について述べられたんですが、具体的なことは国がその交付する交付金がどうなるかということが決まらないと、県段階でも、ましてや市町村の段階に至る、我々を含めて、事業がどういようになる、こういうようになるというようなことはわからんということなんですか。しかし既に12月に入って、今議会も19日には終わるという日程なんです、協議するほうはそれはあけてやられるんか、国のその予算の骨格が決まればおやりになるんかわからんけど、我々のほうに伝わるのは、機会としては3月の定例会ぐらいしかないよね。どうなるんですか。わからんごめに、その3月議会には県が決めたんじゃけえ認めてくれやというようなことで、単なる追認機関みたいになったんでは、私らも困ると思うんじゃがね。そこできょう、こういった形の質問させてもらいよるんで、どうなるんかこうなるんかがわからんで、担当者のほうもわからんのですか。わからんのですか。

それで、大竹市は今まで国保料を決めるのに、所得割とか均等割とか、その世帯割とか、資産割とかいうふうなその応能・応益のバランスをとりながら決めてきたんですが、これはどうなりますか、まだ決まらんのですか、これは。きょうの新聞にあるのは、所得水準を基本にすると、こうなっておるんですね。新聞ですからよくわからんが、で、この中には今のような所得割、均等割、世帯割、資産割というふうなことになるんですか、所得が決まれば。どうなっとるん。そうじゃなくて、もう3方式だと、あるいは2方式だということになっとるんですか。そういうことも、ひとつわかるように説明してもらえませんか。

それで、肝心かなめの標準的な保険料率が決まらんということで、なかなかその話が前へ進まん、説明もなかなか無理なような感じもするんですが、せめてそれじゃなんよね、納付金額これぐらいになって、保険料がこれぐらいまでは高くなるのを覚悟してもらわなきゃしょうがないじゃろうと。で、そのことについて、市としてはこういう対応を考えたいとかいう話し合いが聞けるといったんですが、全然これは、私が4項目挙げました、これ以上の説明はできんということになります。

それで、公社のほうですが、公社としてはとりあえず、どこをどういうふうにして市長部局のほうへあれですか、意見を上げておられるんですか、公社としては。

今農地に関してはかなり農地法が変わりまして、市町村段階では首長の裁量権、権限行使が随分拡大されたように、私は理解しとるんですが、そういうことから言えばむしろ公社よりか市長部局のほうが、この土地についてはいつまでに交渉とか、この土地についてはこうあるべきではないかとかいうふうな協議を、むしろ公社のほうにも働きかけたり、部内での協議の場を積極的に持つということになるんじゃないかと思うんですが、公社の理事長もおられますし、公社のほうとしてはどういう思いでおられるんか、そこも聞かせといてください。

現に今まで農地として利用してきた、畑として利用してきたところにかかなりの量の真砂を入れて、いずれも宅地になるような条件整備をされている箇所も生まれておりますが、こうした金をかけるならかけるように、ここだけはいつまでにこうするんだとか、こうし

たいんだとかいうふうなことで、ここの土地はもう売却するというんなら、いつごろその公募にかけるとかね、宅地として活用を図りたいとかいう案があるんじゃないんですかね。そういうようにひとつ、踏み込んでやってもらうことが財政的にもやっぱり負担軽減につながるし、それからその地域地域の活性化にも、土地利用いかんによってはつながるといふふうに思いますんで、もう一度ひとつ御答弁お願いします。

○副議長（細川雅子） 公社の件につきましては、何か情報があればお答えのほうお願いできればと思います。

副市長。

○副市長（太田勲男） 私は今、副市長の立場でここの出席させていただいております。理事長の立場では出席しておりませんので、理事長の立場でというのは答弁できませんので、副市長の立場として答弁させていただきます。

現況でございます。現況、今農地になっている土地につきましては、まず農地転用するためには現況回復、農地から他の雑種地でもよろしいですから、そういう方向に持っていかなければいけません。公社という団体が農地を持つべきではないという判断でございますので、まずは現況を農地から他の農地転用できる状況に持っていくのが、今、土地開発公社が取り組んでいるものと考えております。その中で、その後どのように、先ほど山本議員が言われるように、販売とか貸し付けとか有効活用するのが地域のためになると言われることは、もっともだと思います。それをいつまでにやるかというようなことにつきましては、その場所ですかね、地域ですかね、そこの道路等のかかなりの課題も残っていると思います。それを一つずつ解決して、問題解決に向けていきたいと思っております。

それともう一つ、農地法の関連で、山本議員が首長、首長と言われます、市長権限がふえたのではないかというようなお話でございますが、そのようなことは、担当部署は知っておるかもわかりませんが、現在はそのようなことはないと思っております。

そのくらいですか。いいですか。以上です。

○副議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（野島等） 国保の広域化についてお答えいたします。

先ほど市長のほうからも申し上げましたように、今月の14日に県のほうで常任委員会のほうが開かれまして、公表という形になっております。どの程度の数字が公表されるかはちょっとまだ未定の段階ですが、そういうところで標準保険料率とか、あるいは納付金の額とか、そういったものがある程度わかるのではないかと考えておりますので、県のほうで公表がありましたら協議会のほうを開かせていただきたいと思いますので、もうちょっとしばらくお時間のほうをいただきたいと思っております。

それと資産割等のことですが、現行は所得割、資産割、均等割、平等割という4方式でやっております。県のほうはその資産割のほうを廃止しまして、3方式ということにしておりますが、現在、他の県内の市町等もお聞きしますと、激変緩和ということで、この資産割についてどうするかというのがまだ決まってないという状況でございます。本市のほうも今後資産割をどうするかということについて、また決めていきたいと思っております。

それと、所得割と均等割が、本市の場合70対30、失礼しました。割合が、県が示してお



ります割合とちょっと変わっております。そちらのほうにつきましても、今後どうするかということをおわせて決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 国保の問題で、きょうの中国新聞の朝刊ですが、この所得を基準として、どこに住んでも所得が多ければ多いように納めてもらおうと。この場合、県はあれですか、その今の応能・応益の問題についてはこれは書いてないんですかね。それぞれ市町ばらばらで、現行大竹市は資産割も含んでおりますよね。そうでない市町もありますよね。こういうことについては市町が独自にその判断をして保険料を決めてもよろしいということになるんです。どうなるんですか、県の国保料統一という大きなこの見出しのもとに、我々もどこがどう変わるのかなと思って読んでみたら、そういうことについては全然触れて、書かれておらんよね。

それでこの、県が所得を基準にして保険料の統一を図るといふようなことは、最近開かれた、大竹市も参加した、県が招集した協議会等で一応了解済みのことなんですか。市のほうは承知だったんですか、この新聞の内容については。知っておられたん。既に知っておられたんですか、この新聞の内容について。これ、何回目かな。

それで、私が聞くところによると、先ほど市長のほうから、従来の市町の段階における国保事業の運営等に関しての事業内容は変わらないと、こういうふうな説明だったと思うんですね。今、変わらないというのは、保険料の付加・徴収・保険給付・保健事業・資格の事務というふうなことが含まれると思うんですが、こういう事業内容についてちや従来と変わらんということですね。

それで、一番大事なのは、国がいろいろガイドラインを示したり、県がその標準的な保険料率を示したりするけれども、とどのつまり、被保険者の立場に立って皆保険制度を守っていく、そういう役割、踏ん張りができるのは、市町のところなんだというふうに言われておるんですが、そういう主張をなさる関係機関の専門家の方や学者の意見なんかを聞いておると、まさに一番その被保険者の立場での思いなり実態を踏まえた事業なりできるのは、やっぱり市町ですからね。そういったことでこれから広域化されようがどうしようが、被保険者の負担増大につながることは大いに市町の役割として防波堤になると。それから国が進めようとしているような、これを医療費の抑制につなげるようなことになって、差し押さえ件数もふえた、資格証明の発行も短期保険証の発行もどんどんふえたというふうなことで、医療にかかりにくいというようなことがないようにしてもらいたいと思っておりますが、最後にその辺の思いをひとつ聞かせてもらって終わりたいと思っております。

○副議長（細川雅子） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 最後ということですので、全体のまとめということでお答えさせていただきます。

今回、国保の広域化になりました。基本的な、なぜこうなったかといいますと、全国的ですけど市町村ばらばらだった財源を都道府県に一つにまとめたら、財政調整も可能になって、持続可能な国保運営ができるだろうということで、こういうことになりました。た

だ、国保の問題というのは、高齢者が多いために医療費の支出が高くて低所得の人が多いため財政が安定しないという、この問題があります。ですから広域化になったといたところでこの問題が解決されるのかといたら、当然解決されないと思います。だったらどうしたらいいかということです。その中でその県だけ、市だけというのはなかなか難しいと思います。根本的にこの広域化になったのはその国の支援、国の支援というのが一つの大きなものだと思いますので、医療費の適正化の問題もありますけど、これまでも私たちは国に対して訴えてきたところですけど、その国保の負担割合の引き上げとか国保財政基盤の拡充強化、これについては、今まで以上に市長会等を通して国に訴えていきたいと思っています。

この国民皆保険制度ですか、これができて50年以上たつんですかね。全ての国民が加入する国民皆保険制度が、加入したというのは、国民健康保険事業ができてからだと思います。で、その国民健康保険事業がこれからも維持できるかどうかというのは、やはりその財政基盤が脆弱な国民健康保険制度をちゃんと維持していかないと、国民皆保険制度というのはこれからも続いていかないとしますので、そのためにも、先ほど申しましたように、やはり国が都道府県を、市も一緒なんですけど、都道府縣市町を後押しするための安定的な財源を十分確保していただきたいと思っていますので、先ほども言いましたように、市長会を通して強く国に訴えかけていきたいと思っています。それと同時に、財源的な問題だけじゃなくて、反対にそれでは県とか市町は医療サービスを、金がないからといって医療サービスを抑制するということもできませんので、その医療サービスの質をどう保っていくかということも新たな課題になると思いますので、それも十分に、今度県がその運営をやるんですけど、県とも協議しながら今後進めていくという必要があるかと思っています。

お答えになってないかもしれませんが、以上で一応まとめということでお答えさせていただきます。以上でございます。

○副議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 先ほどの質問で終わりにしようと思ったんですが、私の思いは市長のほうから、きょうの新聞にも来期に挑戦する、市政担当するという決意が新聞紙上でも報道されておるわけで、いよいよ新年度から国保事業も変わるわけですから、そんなこともあって、市長のコメントが欲しかったんですが。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大変大切な国民保険でございます。県でされるとは言いながらも、各市町の役割、そのことを踏まえて、しっかりと県とも協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。特に議員が気にされていらっしゃる、いわゆる保険料の件につきましても、市民の皆さん方の御努力をしっかりとお願いしながら、全体としての保険料が高くなならないような形で保健事業を進めていくということの努力も、これからも続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（細川雅子） それでは続いて、2番、末広和基議員。

〔2番 末広和基議員 登壇〕

○2番（末広和基） 大竹新公会の末広です。我が新公会会派内部では、十分な準備を持って簡潔明瞭に質問するを心がけるということになっておりますので、後ろにも前にも先輩の目が光っておりますので、簡潔にまいりたいと思います。

きょうは2つのテーマで質問させていただきます。

1つ目。複式簿記による28年度決算に対する財務書類の作成状況と、それらと固定資産台帳及び公共施設整備改革との関連について伺います。

2つ目として、教育現場での業務改善に向け、統合型校務支援システム導入の現状とそのあるべき姿、またセキュリティー対策のあり方について、今後の対応を伺います。

1つ目に入ります。

総務省によれば、平成27年1月23日付の総務大臣の通知にあります統一的な基準による地方公会計の整備促進について、において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成することとしておられます。大竹市においても、現在作成のための御努力をされているさなかだと思えます。来期の予算編成の準備時期でもあり、例年とは異なる年末を迎えておられることだと思えます。大変御苦労さまです。

ただ、お忙しいところ恐縮ですが、総務省の他の資料に、地方公会計の活用とは、地方公共団体が財政運営を行う上で必要な検討をする際に、地方公会計の情報と結びつけて考えていくこととあります。その基本となる複式簿記化に初めて取り組んでおられる現状においてこそ、その目的や固定資産台帳などとの関連づけの意味を踏まえ、将来への目的意識を持って進めていただきたいと思えます。作成して見せる財務書類から、活用して生かす時代への方向性やその必要性についてお答えいただけませんか。

2問目。先ごろ中国新聞の紙面に、平成29年度予算で、江田島市内小中11校に、統合型校務支援システムを導入との記事がありました。我が大竹市においても、充実した教育環境の提供のために、現場の先生方の児童生徒と向き合う時間の確保を目的とした業務改善の一つの手段である統合型校務支援システムの導入状況と、それに対する今後の方針をお願いいたします。また、その活用の前提条件となるシステムセキュリティー環境の提供に対する考え方について伺います。

以上で、檀上での質問を終わります。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大変競争の厳しい、民間の最先端に行く、第一線で長く活躍されてこられました議員から、財務・会計を生かして企業の経営戦略、また戦術までを酌み取ってこられた御経験を生かされての御提案をいただいたというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えさせていただきます。なお、教育現場での統合型校務支援システム導入等につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

財務書類の作成状況と固定資産台帳及び公共施設整備計画との関連並びに活用の必要性

についての御質問にお答えいたします。

財務書類の作成状況につきましては、現在、平成28年度決算に対する財務書類を作成しているところでございます。統一的な基準による財務書類の作成は初めてのこととなりますので、伝票の仕分けなどいろいろと苦労もありますが、平成30年3月末の完成を目指して取り組んでいます。つくって見せる財務書類から、活用する財務書類へと変えていくことの必要性についてでございますが、新しいことに取り組んでいる今こそ、将来への目的意識を持って作業を進めるべきだとの議員の御意見に、私も思いを同じくするところでございます。

職員には、統一的な基準による財務書類の作成のため、研修の機会があれば積極的に参加させております。研修では、財務書類のつくり方のほかに、他の自治体の活用事例などを聞く機会もあります。固定資産台帳のデータを活用して、将来必要になる費用をシミュレーションし、将来の施設更新、必要額を推計する事例や、住民1人当たりの資産額などを他の自治体と比較し、財政状況をわかりやすく説明する事例。有形固定資産の減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する事例。セグメント分析による施設の適正配置や、受益者負担の適正化を行った事例などが紹介されています。このたびの統一的な基準による財務書類の整備や、そのきっかけは国からの要請によるものでありますが、作成後は他の自治体の活用事例も参考にし、しっかりと活用していきたいと考えております。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、末広議員の教育現場での統合型校務支援システム導入の現状とあるべき姿及びセキュリティー対策のあり方についての御質問にお答えいたします。

本市の小中学校に勤務する教職員は、日々創意工夫を重ね、将来を担う大竹っ子の教育に尽力していただいております。その一方で、授業に関する業務以外にもさまざまな業務に携わっており、その負担を軽減するとともに、授業の準備や児童生徒と向き合う十分な時間を確保するため、業務改善の必要性が叫ばれています。業務改善の1つとして、教育の情報化がございしますが、国の方向性としましては、平成28年4月に公表されました、2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会の最終まとめ。また、これをもとに策定されました教育の情報化加速化プランにおいて、統合型校務支援システムの普及促進と、教育情報セキュリティーの徹底が挙げられております。

まず、統合型校務支援システムでございますが、これは成績処理、出欠管理などの教務系、健康診断表、保健室管理などの保健系、指導要録などの学籍関係、学校・事務系などを統合したシステムのことで、導入に向けた取り組みを加速化することが必要とされています。

本市では一部の学校で試行しておりますが、本格導入している学校はありません。システムの導入など、校務の情報化につきましては、原則として各地方自治体の責任において推進するものとされておりますが、教職員の人事異動は県内広範囲に及ぶため、県単位で統

一した方向性や導入方針の必要性を感じています。

教職員の校務の効率化は教育の資質的な向上につながることから、システムの普及・促進が掲げられているところです。ただその導入及び運用については多大な経費が必要となることが予想されるため、校務に必要な機能や得られる効果、運用経費などを精査し、また市全体の事務事業の優先順位を考慮しながら進めていく必要があると考えています。

次に、教育情報セキュリティの徹底についてです。

10月に文部科学省から、具体的な教育版の情報セキュリティのガイドラインが示されました。教育委員会を中心に、地方自治体として組織的な対応が必要であるとされたところです。学校の情報が漏えいしますと、学校、教育委員会、そして大竹市の信頼が大きく揺らぐことになりかねません。教育委員会としましても、学校の情報セキュリティ確保の重要性は認識しておりますので、今後国の方針を参考に、市長部局と連携しながら情報セキュリティの強靱化を目指すとともに、学校の現状や意見をしっかりと踏まえながら、検討させていただきたいと考えております。

以上で末広議員への答弁を終わります。

○副議長（細川雅子） 末広議員。

○2番（末広和基） 簡単・簡潔な質問にもかかわらず詳細な御回答をいただきまして、ありがとうございます。

1問目について、これまでの地方自治を形づくることに大きな役割を果たしてきた会計制度、またこれからも基本的には継続として柱となる現金主義会計、単式簿記が地方自治には最適だと思います。また、長期間営まれてきた仕組みだからこそ、逆に潜在的な欠点をも保有していると思います。その欠点の一部を側面的に補完する仕組みとして、発生主義会計、このたびの複式簿記会計が整備されていく段階にあります。統一的な基準に基づく財務書類を作成・開示することが求められているわけです。

ずっと単式簿記で来られた行政システムの中でいきなり複式簿記が入ってくるわけですが、単式簿記と複式簿記の違いがはっきりする例として、リースの購入資産についてお聞きしたいと思います。

リース契約に基づき、定期的にリース費用が支払われますが、両会計制度においての会計処理の違いを簡単にお話しいただけませんか。また、その購買行為の意味合いに差は出てまいりますでしょうか。ぜひともお願いいたします。

○副議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） リース契約に基づく単式簿記と複式簿記の会計処理の違いということでございます。

単式簿記で記載されますのは単年度のリース料、これのみとなってまいります。一般的なものにはなりますが、複式簿記の場合は、単年度のリース料、これだけではなくて、リース料の総額、それとリース料の総額を資産と負債の両方に計上いたします。で、その後リース資産は他の固定資産と同様に減価償却を行います。で、リース債務のほうはリース料を支払っていきますので、それに応じて減額していくと、こういった形になろうかと思っております。

で、もう1点、購買行為の差ということでございます。現在、購入とするかリースとするかって、これをどうやって考えているかといいますと、判断材料の1つが、財源があるかないか、ここでございます。基本的には大きな物を突然買って、また後年ゼロ、また突然買ってという波があるということを嫌いますので、基本的にはリースということを考えております。財政負担の平準化ということです。ただ、補助金などがあって、これについては財源があるよ、充当できるよということになる場合は、この場合は購入ということも考えると、こういう形になっております。

○副議長（細川雅子） 末広議員。

○2番（末広和基） 簡潔な説明ありがとうございます。

28年度の決算資料によれば、全課にわたる節区分コード、14番に該当しますが、使用料及び賃借料という項目のうち、リース契約に該当する支払い行為の合計は、私の試算によれば1億円を超えます。単年度で。その多くは、一つ一つは低額です。またその件数も多くなります。5年リースで考えれば5億円を超える資産を購入しているということになります。今までリース契約上の未払い残高は、現行の会計システム上ではトータル債務に含まれません。会計上の費用と資産の違いだと思います。固定資産台帳の確実で継続した整備のもとで、複式簿記の活用を行うことでしかその購入資産と支払い予定額、いわゆる債務は、個別に集計する管理を行わない限り、他の資産や負債と一括して管理することができません。民間企業でさえ、リース債務とリース資産を決算書に反映できている企業は一部です。しかしながら、公会計の基準において300万円以上のリース資産のみが計上を、今の時点では義務化されています。コピー機100万円は計上されない。毎年の費用で落ちる。

しかし、これからの大竹市に、地方自治体全てですが、必須項目である公共施設の整備計画とその取り組みと同じモデルが、ここに見えてきます。これは職員の皆様のリース設備の有効活用、その更新時期、メンテナンス経費の認識、最終的なリース延長の判断や新規更新判断と同じことになります。それぞれのリース設備が有効活用されているのかどうか、他の部署との共有は考えられないのか。公共施設の統合と同じ概念です。それらとの連携した情報交換や判断が必要になってまいります。施設の統廃合を、ある意味我が事として考えるいいテーマが、職員の皆さんの身近にございます。ぜひとも身近なテーマにおいてそれを経験していただいて、ぜひともシステムの有効活用につなげていただければありがたいと思います。

質問ではありませんので、何かお考えがあればお話しください。

○副議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 御指摘いただきましたとおり、300万円以上の試算のみを計上するという、このリースの状態でございます。たくさんある中で、300万以下のものをスルーいたしますと、よくわからないものができ上るというのは実際であろうかと思えます。このあたりを計上しないでやっていきますというのは、ちょっと言いにくいことかなと今、思っております。みんなが見てわかる、そのためには割と細かいものまで、幾らかからというのはちょっと考えたいと思うんですけど、そのあたりも入れて皆さんで共有で

きる、活用できるような形にしていきたいと思っております。

○副議長（細川雅子） 末広議員。

○2番（末広和基） 前向きな御回答ありがとうございます。

2問目に入らせていただきます。

統合型校務支援システムについて、概要の説明をいただきました。そのシステムを既に導入されておられる江田島市の導入後の現場における動向と導入費用について、わかる範囲でお願いいたします。

加えて、江田島市以外の周辺市町の動向についても、把握しておられる範囲でお答え願えませんかでしょうか。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 統合型校務支援システムにつきましては、まず広島県内では、例えば成績処理と通知表のみの機能だけの統合型ではないと思われるシステム、そういったものも含めて、そういった市町も複数含めまして、23市町のうち半数弱ぐらいが導入しているというような状況であるというふうに把握しております。

まず、江田島市につきましてですけれども、本年度実際に起動するのが7月からというように聞いております。これは、総合的に全てのシステムを標準として導入しているということですが、特に成績処理とか通知表、指導要録、それから中学校の調査書、それらが連動して使えるということで、そのあたりはすごく校務処理の質を上げつつ作業は軽減されているということも聞いております。ただ、やはり、特にこれはお聞きしたんですけれども、中学校の先生が特に今までいろいろとソフトをつくっていて、それからなかなか脱却できないという職員も複数おられるというところで、これからどういうふうにより便利さを実感していただいて使っていただくかというところが、考えているというところでございます。で、導入費用につきましては、一月が11校で56万円というふうにお聞きしておるんですけれども、年間12カ月分になると、その12倍というふうなことでございます。

で、隣の廿日市市の動向についてもちょっとお聞きしたんですけれども、これは導入して3年目ということになります。これもやはり、特に、同様にやはり小学校のほうがすごくいいと、成績処理、通知表、指導要録機能が連動しているということで、やはり作業が軽減された。ただ、やはり使わない機能というか、スケジュール管理とかそのあたりはなかなか使っていないというか、そういった現状もあるようです。で、導入費用につきましては、廿日市市の場合はこれがネットワークリース料、データセンター賃借料等の合計、これを含めて小中学校27校で年間4,600万円程度というふうに聞いております。江田島市との違いがデータセンター賃借料、そこが大きいのかなというふうに思います。

今後、大竹市教育委員会としましても、そういった御意見をいただきまして、統合型校務支援システムについても、既にシステム導入している市町、複数ありますので、視察に行ったりするなどして、まずこちらも勉強していきたい、研究していきたいというふうに考えています。教職員の業務改善のための一つの方法として、コストであるとかシステムの一つ一つの機能、保健管理とか体力テストとか徴収金管理とかいろいろありますけれども、そういった機能を精査すること。それからセキュリティーの面、システムの基盤にな

と思うんですけれども、そういった面、それから教職員にとっての業務改善の程度、そういったところをいろんな側面から多面的に見ながら、また総合的に見ながら検討を進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（細川雅子） 末広議員。

○2番（末広和基） 概要の質問は終わらせていただきます。

少しながら私見を述べさせていただき、質問を終わりたいと思いますが、ことしの3月末に、庁内の行政システムのセキュリティーが強靱化終了いたしました。情報漏えいの危険性がほぼなくなりました。同じく学校現場も、個人情報の塊です。加えて、児童生徒も情報ネットワークにかかわれる環境にもあります。ここが庁内のシステムと大きく違うところです。わかりやすい例で言えば、学校の運動場で子供たちが安全装備のついた電気自動車で子供たちは走り回ってますよと。そこへ先生方は、個人情報の塊の情報を背中に背負って、いわば現金輸送車を先生方はどンドン運転しました。それで中学生ともなれば、免許証ありませんが、車の運転や整備や、ちょっとした出来心でその車に乗らんとも限りません。乗れんとも限りません。そういう環境が学校現場だと思います。庁舎のシステムとは、若干そこが大きく違うところです。先生方も大変神経をすり減らしてらっしゃるであろうと、想像に余りあります。

学校における従来の個人情報管理規定だけでは、そのようにどンドン情報化されていく学事業務や校務システムの情報漏えいの危険性は防げなくなっていくと思います。拡大するばかりの個人情報に対しての環境整備が必要となっていると考えます。先生方が活用しやすいネットワークを構築するためには、情報セキュリティー上の問題がなく、できるだけ多くの先生方がネットワークにアクセスできるようにして、最低限必要な規制の範囲を整理することが市の教育委員会の役割、責任だと思います。校務系と学習系のネットワークの分離が情報セキュリティー面の最低条件だと思いますが、行政システムセキュリティー強靱化の経験を踏まえながら、学校におけるシステムでは、扱う情報やプライバシーのレベルが行政システムと違って一律ではなく、多様性があります。子供さんの成長記録もその1つです。校務情報と学習情報は本質的に異なるんですが、学校情報セキュリティーに対しての認識の向上とその行動を徹底していくために、教育委員会や学校現場における情報セキュリティーポリシーの整備、環境整備をお願いしたいと思います。

最後になりますが、大竹市議会でも、議会改革調査会の営みと真摯な議論により、タブレットの導入に向けて、調査会内部に実を結びつつあります。このことで、議会においてもこのような情報セキュリティーへの認識が向上し、職員の皆様や学校の先生方の御苦労の一端が共有できるようになると思います。また、システムの活用を通じていくことで、デジタル化された情報の活用が、いかに従来では得られなかった視点や考察の深みに役立つのかも、実感いただけるはずです。

きょう質問させていただいたテーマは、情報のデジタル化による活用やセキュリティーの概念なしには、本質的には御理解いただけない専門用語が多く出てきてしまう事柄ではあります。職員の皆さんや先生方は、その渦の中で要求される事柄はふえ続けています。



したがって私たち議員も、行政における業務の結果、例えば予算や決算、長期計画だけに対してのみの視点ならず、その結果に至る過程の手法にも大きな変化があるんだということに対して理解を深めていくことが、我々議会人にも強く要求されているような気がいたします。複式簿記の活用や学校現場への環境整備に、ぜひとも積極的な調査や検討、先進地事例の把握や県や国の動向の確認などに対して、あせることなく、しかしながら県や他市町の動向をしっかりと把握して、手戻りのないように。ある県では、市町村単位ではなく県が一括して取り組んでらっしゃる、そういうことは広島県でもあるかもしれません。しかし、手をこまねいていたんでは、待っているだけになります。事前に取り組めるところは取り組み、調査するべきは調査し、他市町、お隣の町にも先生方に勉強に行っていたいたり、廿日市市から転勤に来られた先生が、どうでした、どういう問題ありました、セキュリティどうなりました、どのように活用できたでしょう、そういう情報源は周りに転がっております。そういう面もしっかり把握いただいて、そういう取り組みをお願いして質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（細川雅子） 一般質問の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時02分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、3番、賀屋幸治議員。

〔3番 賀屋幸治議員 登壇〕

○3番（賀屋幸治） 3番、大竹新公会の賀屋でございます。

それでは、通告書に沿って2件の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1件目の、市営木造平家住宅跡地の土地活用促進についてでございますが、今年度の市政のあらましによると、市営住宅の管理戸数は、現在793戸でございます。そのうち木造平家構造は、昭和26年度から昭和42年度までに建築された住宅で、現在239戸が残っております。大竹市の住宅マスタープラン、これでは、木造住宅は50年以上経過していることから老朽化も進み、廃止の方針と伺っております。もちろん、廃止をするといっても、現在入居者の方がおられる以上、一気に廃止することはできません。入居者の意向か、または資格要件が不適合になれば退去することになります。

現在、市内15カ所に点在する木造住宅団地の入居者の退去により毎年まとめて取り壊されて、多くの団地が現在、歯抜けの状態になっております。団地に残っている方で特に高齢者世帯の方は、周辺の住宅が取り壊されて環境が変わる中、大変心細く不安な日々を送

っておられるのではないかと思います。入居者の中には、転居したくても家賃が大幅に値上がりし、経済的負担が大きくなるということから、転居が進まない状況であると伺っております。一方で立地条件などにすぐれた団地では、今後も優良宅地としての需要が見込まれ、跡地の土地活用により、定住促進が図れるものと思います。

そこで、具体的な内容として、現状と課題、その対策や今後の予定について伺います。

まず1点目。現在15カ所の住宅団地で239戸が残っておるわけですが、この中で空き家になっている軒数は何軒あるのでしょうか。

2点目として、跡地の土地活用で宅地として需要が見込まれる団地の場所と規模はどれぐらいなのでしょう。また、そこに残っている戸数は何戸なのでしょう。

3点目として、市営住宅跡地を含めて、市有地の未利用地活用計画、これは公的ストックの有効活用といいますけども、その策定というのはできてるのでしょうか。また、できてないとしたらいつごろつくるのでしょうか。

4点目として、中小アパートに転居する場合の家賃その他経済的な負担は幾らぐらいかかるのでしょうか。またその、それに対する負担軽減策というのは、現在どのようになっているのでしょうか。

いずれにしても多くの課題があるとは思いますが、市営住宅跡地の土地活用を図るためには、入居者の転居にかかわる経済的な負担軽減を図るなど、入居者の個別事情を配慮した対応で理解と協力を求めることが肝要であると思いますが、市長の見解を伺います。

続いて2件目の、市内の防犯カメラ設置拡充の推進についてでございますが、大竹警察署管内のことで、これは1月から10月でございますけれども、刑法犯の認知件数は117件で、昨年度よりも件数で言えば7件、率では5.6%減少していると、広島県警本部のホームページに記載されております。地域の安全安心にとって、犯罪件数が減少するということは安全度を評価されたと同じことで、大変喜ばしく、また大竹市民にとって誇らしいことだと思えます。

大竹市では、平成20年度に、大竹駅前とスペイン通りに、北側・南側それぞれ2カ所と、玖波駅東口側の1カ所に最初の防犯カメラを設置し、以降、平成28年度に玖波青木線の御園1丁目、黒川2丁目の2カ所に増設されております。また、今年度も国道2号線、栄橋北詰交差点と、元町1丁目マルキュウ前交差点の2カ所に新設予定と伺っております。平成20年度に5カ所設置し、ちょっと期間をあけて、平成28年度に2カ所、今年度2カ所で、計9カ所が設置されることとなりますが、平成28年度末での広島県内の防犯カメラの設置状況は、市町の中では大竹市は23市町中17位、14市の中では12位という状況であり、決して十分であるとは思えません。

最近では、車載カメラによる交通事故や事件への録画映像が、捜査の重要な情報として役立っており、毎日のようにテレビのニュース番組で防犯カメラの活躍が報道されております。少子高齢化が進み人口減少で空き家がふえる中、子供や高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向け、犯罪の抑止力として今後も防犯カメラの役割はますます重要になってくると思います。

そこで、安全安心対策をさらに充実・強化するために、市内全域での防犯カメラ設置計

画などを策定し、設置の充実の推進を図り、全国に誇れる防犯のまちとして、犯罪ゼロを目指してはいかがでしょうか。市が設置する公共の場所としては、道路、公園、学校、保育所等の公共施設があります。また、企業や商店が設置する場所としては、出入り口、駐車場等があります。これに加えて、自治会や個人でも市が設置していない場所で公共の空間に向けて設置する場合に補助金を出すなどして、市域全体で防犯カメラの設置が進むよう提案したいと思います。市長の見解を伺います。

以上、市営住宅跡地の活用と防犯カメラの2件について、壇上での質問を終わります。答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 人がこの大竹に定住しようとする場合、住む場所があるかどうかということがまず第一の条件となろうかと思えます。本市、大変狭い場所、可住地が大変少ないという大きな問題を抱えております。土地を有効に活用し、本市の活性化に向けて取り組んでまいりたいと思えます。御質問ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市営木造平家住宅跡地の土地活用促進についてお答えいたします。

最初に空き家の件数でございますが、平家の市営住宅は現在239戸あり、そのうち空き家が107戸となっております。また宅地等の需要が見込まれる団地についてですが、いずれの団地も複数の入居者がおられることから、現時点では売却等には至っておりません。15カ所の団地は、所在地や規模もさまざまではございますが、本市としてはいずれの団地とも平家住宅解体後の跡地は民間に売却するなど、基本的には宅地等として利活用を考えているところでございます。

次に、市営住宅用地も含めた市有地の未利用地活用計画の策定についてでございます。本市では、昭和30年代から50年代の高度経済成長期に、学校・公民館・市営住宅などの公共施設や、道路・上下水道など、多くのインフラ施設を整備しております。これらの施設は、築年数の経過による老朽化で改築や大規模な改修が必要な時期を迎え、近い将来、多くの財政負担が必要となってまいります。

一方、本市の人口は、多くの公共施設を整備していたころに比べると、随分と減少しています。少子化、高齢化、市民ニーズの変化などにより、施設の利用需要など、公共施設を取り巻く環境は大きく変わってきています。また、人口減少や少子化・高齢化の進行は、今後も社会保障関係経費の増加や税収の減少を招くなど、財政面での懸念があるところでございます。

このような社会情勢もあり、平成27年度から2カ年かけて、市が所有する土地を含む全ての公共施設等を整理し、固定資産台帳を作成するとともに、公共施設等の現状と将来見通しを踏まえて、将来の世代に過大な負担を残さない公共施設等の最適な配置を実現するため、大竹公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画に基づき、公共施設等の保有や維持管理、大規模改修などを、中長期的な視点から計画的に推進し、財政負担を軽減・平準化するため、今後は個別施設計画を定めていくこととしております。また、行

政目的を持たない土地につきましては、本来売却等による整理すべきところですが、対応ができず未利用地となっているものもございます。固定資産台帳を活用し、利活用の方法等を研究してまいりたいと考えております。

最後に、平家住宅から他の市営の中高層アパートへ転居する場合の家賃など、入居者の経済的な負担についてでございます。木造平家住宅につきましては、老朽化などの理由により、廃止の方針としております。わがまちプランにも掲げておりますように、計画的な解体、跡地の活用を進めていきたいと考えております。平家住宅にお住まいの方に対しては、ほかの市営アパートなどへの転居を促しているところですが、住宅施策としてお願いしているため、個人負担軽減のために、引っ越し費用は市が支出しております。家賃につきましては、収入等の条件により変わるため一概には言えませんが、例えば家賃1,500円で平家住宅に住むことができた方が、市営アパートに移転したために、家賃が15,800円と10倍以上になってしまう場合もあります。このように、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の家賃を超えるような場合には、転居者の急な家賃の負担増とならないように、家賃差額の6分の1ずつを従前の家賃に加算していき、最終的に6年で本来のアパートの家賃になるような、段階的な措置を講じているところでございます。先ほどの事例ですと、従前の家賃1,500円に対し、毎年2,380円ずつが加算されますので、1年目で3,880円、2年目で6,260円となり、6年目で移転先アパートの本来の家賃である15,800円になる仕組みとなっております。

近年はこのような負担軽減策も行いながら転居を促したことにより、ほかの市営アパートなどへの転居も進んできておりますが、各世帯の個別の事情もあり、いずれの団地にも依然、複数の世帯が居住している状況がございます。転居が困難な理由としまして、転居により家賃が上がるなどの金銭的な面もありますが、年齢的な問題、長年住んできた土地や地区への愛着など、世帯それぞれの事情があるものと思われれます。全ての方には転居に応じていただけていない状況ですが、代替の市営アパートを用意するとともに、法令に基づいた家賃の軽減措置なども説明しながら、入居者の御理解と御協力が得られるよう、引き続き転居を促してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、市内防犯カメラ設置拡充の推進について、についてでございます。

本市の総合計画、後期基本計画実施計画においては、地域安全対策の充実の施策を評価する重要業績評価指標として、人口1,000人当たりの犯罪発生率を設定しており、平成26年度の基準値0.69%に対して、最終年度となる平成31年度には0.6%とすることを、目標値として掲げております。これまで官民共同の地域安全対策に取り組んでまいりましたところ、平成27年度から2年連続で、目標値の0.6%を下回る状況となっております。これは、大竹市防犯連合会や、大竹市暴力監視通報協議会などの防犯活動に取り組んでいただいております市民の皆様方の御尽力や、大竹警察署の御努力が数値にあらわれたものであると感じております。犯罪者の検挙や犯罪発生を抑止に効果がある防犯カメラでございますが、今年度は新たに2基増設いたします。今後も各地区の防犯関係諸団体などと防犯の情報を共有しながら、必要性の高い場所へ計画的に設置してまいりたいと考えております。

自治会や個人を対象として、市が設置しない場所で公共の空間に向けて設置する場合に

助成金を交付してはとの御提案でございますが、現在広島県では、プライバシーの侵害に対する不安を解消し、防犯カメラの適切かつ効果的な活用を推進するため、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定を進めております。このガイドラインでは、防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項、設置・運用規定の策定、個人情報保護法などの順守が示されるとのことでございます。ガイドラインに従い、より住みよいまち大竹市を目指して、まずは市が整備すべき公共的な場所への防犯カメラの設置拡充を進めてまいりたいと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

まず1点目の、市営住宅の木造平家の件でございますけれども、引っ越しをする際には引っ越し費用は市のほうから出すということでございます。ただ、高齢者のひとり暮らしの方で、年金生活をされておるような方に対して、その引っ越し費用という実費だけでなくして、いわゆる家賃の軽減でございますけれども、先ほど御答弁いただいた6分の1ずつ、いわゆる減免をしていくと。6年間で正規の家賃に持っていくんだということで、軽減策ということにもとれますけれども、通常の1,500円の、今、例でいいますと、1,500円の家賃の方が、じゃあ6年後に1万5,000円余りの家賃を払える状況にあるかということになったときに、収入は、先ほど言いましたように、もう一定割合しかないという中で、なかなか踏み切れない部分が残ってるんだろうというふうに思います。そういう方が残っておられて、周りがどんどん移転し、この団地で2軒、3軒しか残っていないという方は本当に不安な日々を過ごされてるんだろうと思いますし、またその跡地が、非常に有効活用を図れるのに事業を進めることができないということで、両者にとって、市にとってもそこへ残っておられる方にとっても大変もったいない話ではないかというふうに思います。

そこで、今の現行の制度ではなかなかそういう負担軽減策というのがないんだろうと思うんですけども、何とかその新しい制度としてその辺を研究していただけないかなというふうに思います。そのあたり、こういう制度そのものがほかにもないんでしょうけども、何とか検討に向けて研究していくということになるのかどうなのかという、そこをまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 家賃の軽減策についてでございます。

転居に係る家賃の軽減策につきましては、先ほどお話ありましたように、引っ越しにかかる費用、実費を市のほうで負担しております。あと、家賃の軽減策につきましては、公営住宅法に基づいて家賃の軽減をしておるということで、これ以上の家賃の軽減策を図るというのは現時点で難しいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 現時点では難しいということでございますけれども、先ほどからお話ししておりますように、それを研究なり進めていってもらいたいと思います。

それと、未利用地の活用計画でございますけれども、先ほど御答弁いただいたものについては、大竹市公共施設等総合管理計画では27年度から取り組みをして、もう公表もされておりますけれども、これはあくまでも施設がある、その施設に対して方針が出されておるわけであって、私が質問したのは、公的ストックの有効活用ということで、施設でない土地だけの、どれぐらい大竹市が今持っておられるのか。その現状をどういうふう把握して、どういう活用をしようとされるのか。当然、行政財産といわれる部分についてはその役割があるのですぐに活用を変えるということではできないでしょうけれども、普通財産における土地の活用というのがどのようにお考えなのかということでございます。その、先ほど聞きますと、固定資産台帳で、これは今からつくると言いますか策定するというところで理解してよろしいのでしょうか。

それでどれぐらい期間が変わるのか、そのあたりももしわかればお願いしたいと思ます。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 固定資産台帳のほうは、もうでき上っております。未利用地の活用についてでございます。行財政改革の実施計画というもので、いつできるとははっきり書いてないんですけど、29年度の取り組みといたしまして、個別計画の策定に着手し、その中で未利用地の活用を検討するということにしております。で、たちまち何をしますかといいますと、固定資産台帳をもとに該当箇所というのはわかっておりますので、未利用地について処分ができないとか活用が難しいとかいうような理由があると思ますので、またそのあたりを積み上げてみて、課題の研究、こういったところから始めていきたいと考えております。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ぜひとも未利用地の活用ということに早く実現できるようにお願いしたいと思います。

今の木造の市営住宅、これは耐震強度も当然ないわけですね。昭和28年、27年くらいから建築しているもんですから、そういう耐震強度がない住宅に130世帯余りの方がまだ住まれておるわけでございますけれども、非常に地震等に対する不安というのは拭えないんだと思うんですが、ちょっと質問が趣旨と違うかもわかりませんが、その耐震化されてない市営住宅を含めて、市内の木造の住宅が耐震化されてないのがたくさんあって、3月議会に私、耐震シェルターの制度の話を要望してもらいましたけれども、そのときに、広島市は今年度その制度を発足させるんだということもありましたけれども、その後他市の事例、広島市を含めて、その木造住宅に対する地震対策、どういうふうに耐震シェルターの取り扱いになっているかというのを、情報があれば教えていただきたいんですが。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 耐震シェルターの補助の創設状況でございます。今年度から、県内では広島市さんほか4つの市町において、耐震シェルター設置に対する補助制度を設けられております。このうち広島市さんにおいては、現時点で3件の申請があったというふうに伺っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 引き続きそのあたりの情報も入手していただきながら、制度化に向けてお願いしたいと思います。

それでは次に、2点目の防犯カメラのほうに移りたいと思いますけれども、まず広島県内の他の市町の設置件数といいますか戸数が、もし把握されておればお願いしたいと思います。大竹市は、先ほど紹介しましたように、今年度設置して9個に、9カ所になるわけですが、他の市町はどういう状況なのか、何カ所ぐらい設置されているのか、そのあたり把握されておればお願いしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 自治振興課長。

○自治振興課長（吉原克彦） 広島市、あるいは福山のような大きな人口規模の大きな市は圧倒的な数になりますけれども、本市の人口規模程度の市町ということの状況を申し上げますと、平成28年度末現在では竹原市さんで14基、安芸高田市で23基、江田島市で11基、海田町は78基で、熊野町2基というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 各市町も多少ばらつきはありますけれども、積極的に設置されている地域はそれなりに、いわゆる犯罪抑止力が効いてるんだらうというふうに思います。

大竹市で防犯カメラにより犯人の特定に至ったような事案が今までにもしあれば紹介してもらいたいと思うんですけども、ことしの、先ほどもありましたように117件ということで、毎年この数値は減っていったるわけでございますけれども、しかしながらゼロでは当然ないわけでありまして、総合計画の28年度の評価の中でアンケートとしておられますけれども、そのアンケートの中で、安全なまちという項目の設問で、災害・犯罪・事故などが少ない安全なまちだと思うかどうかというアンケート結果でございます。

これでいきますと、まず泥棒が多いと聞くとか、最近近所に泥棒が入ったのを知り心配になったとか、空き巣が多いということも含めて、犯罪に関する懸念・心配事が36の回答のうち19ほどありました。で、交通対策ですね、そのことに関しては、8件。36のうち8件。で、災害が不安だというのが5件。熊が出るというのが4件ということで、このアンケートによりますと半分以上が、やはりまだまだその犯罪に対する不安というのが残っているというふうに、アンケート結果上、あります。

その中で、もっと積極的に防犯カメラの拡充に向けた取り組みをしていただきたいんですけども、先ほどちょっと聞きましたそういうカメラの効果で犯人検挙につながったという事例があれば教えていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 自治振興課長。

○自治振興課長（吉原克彦） ことしの事例で申し上げますと、大人原でちょっと事件がございました。やはりこれは防犯カメラのやっぱり有効な捜査の中で犯人を捕まえることができた。また、先般交通事故で、2号線でありましたけれども、これもその被害に遭われた方のその直前の状況、例えば酔っぱらってたのか普通なのかとか、その状況も防犯カ

メラでわかったというように警察からお伺いしています。

また、議員言われたいわゆる犯罪、刑法犯の総数というのは117件ほどございますけれども、このうちの約59件が、いわゆるこの防犯カメラ、いわゆる立件に至ったと聞いております。

要はこれはやはり裁判官・警察官が、やはりその防犯カメラの映像をもとに客観的にそれを判断し、検挙にしたもんですけれども、59件中の約半数以上がその防犯カメラを決め手として立件という形で、警察のほうからお伺いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

先ほど、市長の答弁の中にも、防犯カメラの設置についてはプライバシーの問題があって、県のほうがガイドラインをつくって設置の運用規定で運用していくんだということがありますけれども、確かにそのプライバシーということについては一番重要な問題でもありますし、さりとて安心安全のことを考えると、いわゆる防犯カメラによる抑止力というのは否めないものがあると思います。それはもう管理運用をどういうふうにしていくかということ、録画映像の使い方をどうするかということだけしっかり管理していけば、犯罪抑止には当然つながっていくんだらうというふうに思います。

最近のドライブレコーダーは本当に何千円から数万円までありますけれども、非常に手軽につけられますし、また、家庭用の防犯カメラというのも、この前コストコというのが広島にあるんですが、そこへ行きましたら、家庭用で4つカメラがついて3万8,000円ぐらい。レコーダーもちゃんとして、それは2週間ぐらいの録画ができると。で、8つカメラがついたやつが5万8,000円。買おうかなと思ったりしたんですが、やめとこうかと。そのぐらいの価格で今、販売もされてますし、まだまだ量販店に確認すればもっと適したものもあるんだらうと思うんですが、そういった形で家庭で玄関先に設置して、そこから例えば道路の空間がちゃんと確認できるとか、そういうことがずっと広まっていけば、それこそ大竹に入ってくる方から見れば、どこもかしこも防犯カメラがついてるねと。とても犯罪に縁の遠いまちではないかというふうに理解されるんではないかと思います。そういうことも含めて、公共の防犯カメラの設置箇所について計画をつくっていただきたいというふうに思います。

では、最後になりますけれども、いろいろ御答弁いただきましてありがとうございます。2件の質問に対して、現状と課題が共有できたのではないかなというふうに思います。また、対応・対策についての提言・提案も一定の御理解もいただいたのではないかなというふうに受けとめさせていただきました。

私は、この今回の質問を含めて、今までに9回の一般質問に立たせていただきました。市民の声を届けさせていただきました。その中でも、JR小方新駅であるとか、小方のまちづくりの推進や、新町雨水排水ポンプ場の新設など、一定の前進が見られるものの、具体的な工程表を示すというところまで行ってないと、そういう困難な事業でもありますけれども、そういうものが残されております。また、わがまちプランも、後期基本計画の道



半ばでございます。これからが目標達成のための正念場ではないかというふうに思います。そこで最後に市長にお尋ねしたいと思います。

まだまだ多くの課題解決への取り組みが残っているとは思いますが、市長の任期があと半年余りになりました。今朝の中国新聞にもちょっと載っておりましたが、来年6月の市長選挙に向けての意向をどのようにお考えなのか、今のお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私は、皆様の御理解とお力添えで市長の職につかせていただきました。11年と半年、この間ずっと市民の皆様、そして職員とともに、この大好きな大竹、そして先輩がつくり上げてくださったよいまち大竹をさらに発展させていこうと取り組んでまいりました。そして常に、果たして自分はこの職を正しく全うできているのだろうか、反省と自戒を続けながら、心を奮い立たせて挑戦してまいりました。

賀屋議員がおっしゃられるとおり、まちづくり、ことに長年課題として残されている事項の解決に時間がかかることは、私も身にしみて感じているところでございます。また、常に新たな課題も次々と出てまいります。行政課題は果てしなく、切りのないことであることも理解しております。しかし、解決まで何十年もかかるからといって、諦めるわけにはまいりません。常に20年、30年先を見据えながら、現状を正しく分析し、例えそれが何十分の一の歩みであっても今できることを考え進めていく。そして、計画と現実のギャップを埋める努力を続ける。議員の皆様方、市民の皆様方との信頼関係、そして共感を力に、この大竹をさらによいまちに変えていく。それが私のまちづくりの姿勢でございます。

よいまちへの道しるべであるわがまちプラン。住みたい、住んでよかったと思えるまちを形にする総合戦略。いずれも平成31年度までに目指す具体的な姿を掲げ、取り組んでいるところでございます。私のこの生まれ育った大竹が大好きであるという熱い気持ち、ますます強くなっております。人は停滞や衰退時には幸せを感じにくいのではないのでしょうか。私は、大好きな大竹が今後も発展し続けていけるよう、市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと、改めて強く感じております。20年先、30年先の大竹に住まいの市民の皆様方が、我がまちはすごいと誇りに思っただけのようなまちづくりを目指してまいります。

ただいま賀屋議員から、来期に向けての応援をいただきましたように、皆様がつくり上げたわがまちプラン、総合戦略が目指すよいまちの実現に向けては、これからも新たな挑戦を繰り返していかなければなりません。これまで築き上げてまいりました信頼関係を大切に、そして皆様との共感が持てますよう、努力いたします。市民の皆様のために働き続けさせていただきたい。挑戦をし続けていくことを心にかたく決意させていただきました。今後とも市民を代表されます議員の皆様方の御理解、御協力、そして御支援を心からお願い申し上げまして、来期に向けての決意をここに告示させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて、9番、藤井 馨議員。

〔9番 藤井 馨議員 登壇〕

○9番（藤井 馨） 9番、市民の味方の藤井馨でございます。

ただいま市長のほうから出馬の宣言がありまして、頑張っていたきたいというふうに思っております。

私は、障害者福祉施策についてお伺いしたいと思っております。一言で障害者福祉施策と言葉で言っても、行政の仕事は多岐にわたり、いろいろな御苦労があることと推察いたします。私ごとでございますが、60歳を過ぎてから足かけ7年間、介護施設のドライバーとして働いた経験がございます。その経験から、体の不自由な方の気持ちのことなど、少しだけわかっているつもりです。軽度の方から重度の方まで多くの方と接し、送迎してまいりました。言葉がしゃべれず、体も自力で動くことができず、寝たきりの重度の方を何名も送迎いたしました。このような症状の方を送迎するときは、とても気を使います。自宅のベッドから施設のベッドまで、ストレッチャーというキャスターのついた台車を使い搬送いたしますが、ストレッチャーが転倒しないようにしっかり車に固定し、その状態で送迎いたします。介護士の方と迎えに行きますが、頭と足を抱えてストレッチャーに載せます。初めて自宅に迎えに行ったときには、警戒心のためかとても嫌だというふうな目をいたします。家族の方が説得し、やっと理解してもらえるわけです。しかし、何度か送迎を繰り返しているうちに、ありがとうという感謝の目が変わってまいります。この変化を見たとき、私はとてもうれしくて、この仕事を今でも誇りに思っております。ドライバーとしての務めは、安全に利用者を自宅から施設まで送迎するのが仕事ですが、重度で難しい人でも、相手の名前を呼びながらいろいろ対話をするので、どこかに共通点ができ、必ず信頼してもらえるんだなということを学びました。介護施設のドライバーという仕事の中で、人間としての貴重な体験をさせていただいたことを私は感謝しております。

さて、さる11月19日に、第43回広島県知的障害者福祉大会と、第16回はつらつ大会、本人大会の西部大会が、大竹市の総合市民会館と総合体育館で行われました。私は友人に誘われて、知的障害者のボランティアグループに登録しています。この日も多くのボランティアの方や市の職員が、会場の内外で活動しておりました。本当に皆さん御苦労さんでした。第43回広島県知的障害者福祉大会は、主題が障害者の高齢化、重度化や親なき後も見据えてとの講演などが行われたようです。まさにタイトルにあるとおりのことについて、私はふだんから何度もこの言葉を聞いておりました。私が亡くなった後に、この子はどうしていきっていくのだろうか。私はこの言葉を聞いたときに、なかなか返答ができませんでした。我が国は現在、高齢化社会に向けてどんどん進んでおります。なかなか歯どめができない状況にあります。国・県・各市町においては、障害者プランや障害者福祉計画を作成し、これに基づいて全ての人が共生し、心から喜んでもらえるまちづくりに取り組まれていると、私は考えております。

大竹市においては、第5期障害者福祉計画の策定に取り組んでいるとお聞きしております。

す。現在は、大竹市第2次障害者基本計画と大竹市第4期障害福祉計画に基づいて、いろいろと実施されていると思います。本計画では、障害福祉サービス提供基盤の整備、充実、相談支援体制の充実強化、障害児支援の体制の整備、地域生活への移行の支援、就労の促進について重点的に取り組んでいくとあります。いろいろなケースがあり難しいところもあろうかと思いますが、本計画の取り組みについてお考えを聞かせてください。

次に、第16回はつつ大会、本人大会で、行政の人との話し合いというのがございました。障害者の方と市担当職員のQ&Aが行われました。全部で10問の質疑応答がありましたが、その中の何点かにつき、そのままの言葉で私が質問したいと思いますので、御答弁いただきたいと思います。

1 番目に、大竹にグループホーム、ショートステイをつくってほしい。

2 番目に、継続してかかわってくれる相談員をふやしてほしい。

3 番目に、家族など支援者と生活しているが、もしも支援者が体調を崩すなどで十分な支援が受けられない場合、どうすればいいのでしょうか。

4 番目に、24時間対応してくれる相談事業所を設置してほしい。

これらの質問は、障害者である方々が、ふだんこうあってほしい、このようなものがあれば生活しやすいのだけどな、との思いで質問したのであるかと思っております。私たちにはわかりにくい、彼らの心の底から出てきた質問や要望であるかと考えています。御答弁のほどよろしく願いいたしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 先日、11月19日に開催されました第43回広島県知的障害者福祉大会及び第16回はつつ大会におきましては、県内各地から多くの方々に御参加いただき、皆様の笑顔のもと、盛会に終わることができました。また、高校生や一般の皆様、藤井議員を初め、多くの議員の皆様がボランティアとしてお手伝いいただきましたことに対しまして、心より感謝を申し上げます。日ごろからさまざまなイベント等で市民の皆様が御活躍されている姿を目にしているところではございますが、この大竹にはすばらしい市民の皆様がたくさんいらっしゃるということを、改めて実感させていただきました。

それでは、藤井議員の障害者福祉施策の考えについての御質問にお答えいたします。

議員のお話にもありましたように、現在当市においては、大竹市第2次障害者基本計画、第4期障害福祉計画に基づき、平成27年度から29年度において、障害者福祉サービス提供基盤の整備、相談体制の充実、地域生活への移行などを盛り込んだ地域生活支援拠点整備に取り組んでおります。この拠点整備こそ、今大会のテーマでございました。

我がまちで安心して暮らし続けるために、の実現であり、藤井議員が例示されましたが、障害を持たれた方やその親御さんたちが一番望まれていることであろうと、改めて認識させていただきました。3月定例会でもお話をさせていただきましたが、地域生活拠点の整備につきましては、当初総合的な相談機能、居住の場としてのグループホーム等の社会的資源が本市に不足していることから、広島県西障害保健福祉圏域である廿日市市と連携して

整備を計画いたしました。しかし、社会的資源の充実度の違いから、本市と廿日市市とでは、圏域での整備に対する考え方について統一した方向性を見出すまでに至らず、まずは本市の実情に応じた必要な資源を順次整備し、双方のネットワークの一部として機能させる方向で模索しています。同時に、整備に関する難しい現状、要因もわかってまいりました。その上でどうすれば一步前に進むことができるか。現在、担当課において思案しているところでございます。喫緊の課題であることは十分に認識しておりますので、できるだけ早く道筋をお示ししたいと考えております。

また、第16回はつらつ大会の行政の人との話し合いで出された皆様からの御質問も、これからもずっと地域において生活するためにかなえてほしい、拠点整備を進めてほしいとの思いからされたものであらうと改めて心にとめさせていただきました。

現在、平成30年度から32年度における大竹市第5期障害福祉計画を策定中でございます。障害福祉サービスの現状と今後のニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするために実施したアンケートの分析を進め、皆様からいただきました声に少しでもお答えできるよう検討したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上で、藤井議員への御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○9番（藤井 馨） 大竹市の社会的支援の不足等、また今後の5次の計画にいろいろ今回あった要望などを盛り込んでやっていくというお話を聞いて、安心しております。ありがとうございます。

続きまして、第16回はつらつ大会ですね。このときに決議文というのが発案されました。出席されていた会場の皆さんの拍手をもって決議文が承認されました。決議文には、「私たちはそれぞれの地域で仲間をつくり、つながり合い、力を合わせていろいろなことを学び、遊び、働き、安心して豊かに暮らしていけるように努力していきます。また、障害のあるなしにかかわらず、思いやりと優しい心と一緒に生活できる社会を目指して、次のことを決議します」これは決議文をそのまま私が引用させていただきました。その決議文の中から質問したいと思います。

仕事と職場について、障害者がもっと働きやすい場所や仕事をふやしてください、働きやすい職場環境をつくってくださいと要望がございました。仕事を探すことについてどのように取り組んでいるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） 障害をお持ちの方が働くことを希望される場合、まずは十分にお話を伺いまして、御本人のニーズに応じながら作業所の利用や広島西障害者就業・生活支援センターもみじへとつなげております。このもみじでは、本人の適性に応じた就職先選びや、面接での話し方、職場実習などを行いまして、就労につなげていっていると伺っております。

また、本市におきましては、ハローワークに同行いたしまして毎年市内企業を訪問させていただきまして、現在の雇用の状況や現状の問題点などを聞き取り、さらなる雇用をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○9番（藤井 馨） やはりお一人お一人の状況が違いますので、しっかり面談といえますか、そういったことに取り組んでいただいて、本人に合った仕事を探していただきたいというふうに考えます。

次に移ります。本大会を担当された障害者の方は、大竹と広島を何回も行き来し、打ち合わせや楽器の練習ですね、こういったことを一生懸命やってきたというふうに聞いております。大変な御苦勞があったようですが、本記念大会に担当職として参加された感想を聞かせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） 本大会におきまして、シンポジウムに参加させていただきました者として、私が感じたことを述べさせていただきます。

今大会のテーマは、先ほど市長の答弁にもございましたように、我がまちで安心して暮らし続けるためにでございます。行政としてこの問題に取り組みますときまず思いましたことは、地域生活支援拠点の整備でございました。もちろんこの拠点整備は喫緊の課題でございますし、当事者の方はもちろん、親御さんたちも整備を切に求められているところでございます。一方、今回当事者の方がみずからの声で、自分たちの悩み・思いを直接発表されました。シンポジウムでは、子供さんが障害をお持ちのお母さんが、大竹というコミュニケーションの中で経験したことという題で、親として何を思い、どのように感じながら日々を送ってきたか、20年間を振り返りお話しされました。その中で、地域で生きていくということは、自分たちが恐れず遠慮せず地域に出ていくことだと思っておりますと述べられておられました。障害ということをもっと正しく知ってほしい、理解してほしい。そのために行動した彼女の思いの深さと実行力を思わせていただきますときに、私自身、思いを新たにすることも多かった大会でございました。当事者の方々の声、親としての思い、みんなが我がまちで安心して暮らし続けるために、今何が必要なのか。ともに大竹で暮らす者としてどのように考えていくのか、大変多くのことを思わせていただきました大会であったと同時に、当事者の思い、また私どものできる範囲で、多くの機会でのことを皆様に発信できればと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○9番（藤井 馨） ありがとうございます。

地域拠点の整備、これは皆さんも望んでおられますし、担当部署の方も同じ意見だろうと、意見であるということは今、伺いました。しっかり今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

私がなぜこの問題を取り上げたのかと申しますと、多くの市民の方に知的障害者の状況を知っていただきたいことと、彼らからの貴重なメッセージを理解し取り上げていくことで、少しでも改善に向けて前進できたらと思ひ、今回質問させていただきました。一方、行政もしっかり取り組んでいること、関係者も一生懸命努力していることを御理解し

ていただきたいというふうに、この考えで質問させていただきました。しかし、道のりは非常に長い。しかし取り組まなければ進展はございません。多くの方の知恵と人材、財政の支援を得ながら、ハードとメンタルの両面でこのことに取り組んでいただきたい、このことを望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 以上で一般質問を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

会議の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、12月6日の本会議に会議を継続したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって会議は、12月6日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本会議終了後、直ちに全員協議会を開催いたします。ただいま御出席の各位には、特に書面による通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

明日12月6日は、午前10時に開会いたします。ただいま御出席に各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

16時24分 延会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月5日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会副議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究